

ISSN 2432-6089

法と情報雑誌

The Law and Information Magazine

第10巻第6号（通巻第67号・2025年8月）

法と情報研究会 編

本号目次

[資料]

夏井高人 法情報学I 講義案(その1)

1～93 頁

法情報学 I 講義案(その1)

2025 年 8 月 12 日
明治大学法学部教授
夏 井 高 人

諸言

私は、明治大学法学部専任教授として採用されて以来、1997 年から現在まで法情報学の科目を担当してきた。

2020 年以降は、明治大学法学部 3 年次・4 年次配当の講義科目『法情報学 I』及び『法情報学 II』を電子板書方式によるオンライン授業（メディア授業）として提供・実施してきた。そのような電子的な講義を提供するために、事前に講義案を準備した。

各授業年度において、前年度の講義案の内容を見直し、誤字・脱字等を補正し、誤解や錯覚等のあった箇所を改めた。また、当該年度において最新の講義内容を提供するために必要な改訂を重ねてきた。

ただし、これまで、『法情報学 I』及び『法情報学 II』の講義案を一般公開したことはなく、また、オープンデータとして講義案の内容に誰でもアクセスできることを許諾したこともない。

私は、2026 年 3 月末日をもって明治大学を定年退職する。

受講中には『法情報学 I』の講義内容を十分に理解することができず不本意な結果に終わってしまった受講生が社会人として独学で法情報学の勉強に再挑戦するための助けとするため、また、（後任の教員予定者との間で引継ぎが全くないというのが現在の日本国の大学の慣行なので）後任の教員予定者において私がどのような分量と質の講義を提供していたのかを知る機会を提供するため、そして、読者全員に対して法情報学の分野における実験的な講義の記録を資料として提供するため、2025 年度に実施した『法情報学 I』の第 1 回～第 14 回（最終回）の講義案を一部修正し、形式と体裁を整えた上で、法と情報雑誌の中で資料として分割公表することにした。この「法情報学 I 講義案（その 1）」は、2025 年度に実施した『法情報学 I』の第 1 回～第 4 回の講義内容を収録している。

念のため付言しておく、講義案の中で参考サイトの場所として示した URL 等は、講義の準備のために確認した日に存在したものであり、その確認日は、講義案の中で明示してある。実際に使用した講義案に近いものを記録化して公表するというこの「法情報学 I 講義案(その 1)」の目的に照らし、授業の準備のために実際に確認した日以降のものに関しては、原則として、それらの参考サイトが現時点でも存在するかどうか、現時点における URL が同一のものであるかを確認していない。

ただし、現時点では完全に消滅してしまった参考サイトに関しては、その URL 等を講義案の原稿の中から削除した上で、本文を一部修正して対応する扱いとした。

他方、講義案の中で引用・参照している書籍（特に著作権保護期間経過後の書籍）の表題に関しては、出版社や版の相違によって異なっている場合がある。

学術論文であれば、当該書籍や文献資料等がどの版のものであるかを仔細に検討し、版の間の相違を明確に意識して識別することが重要になることがあり得るが、『法情報学Ⅰ』及び『法情報学Ⅱ』の講義は、特定の書籍の個別の解説や内容の検討結果等を提供することを目的としていない。それゆえ、同一の内容の書籍であっても複数の異なる表題をもつ版が存在する場合、厳密さを重視するというよりは、受講生が探して読むために必要な識別子としての書誌情報という観点から選択した表題を示すことにした。

そして、講義の中で参照・引用した法令の条項等は、当該の回の講義を準備する際には条項の内容等を確認したけれども、その後の法令の改廃等を全く反映していない。

それゆえ、観念的には、現時点では日本国内において有効に施行されていない法令の条項が含まれていることがあり得る。

加えて、実際の講義似置いては、分量の関係から、参考資料やレジュメ等の名称の別文書として（受講生の予習のために）事前に提供し、実際のオンライン講義（メディア授業）では、事前提供した参考資料等の内容を重複して提供することなく、事前提供した参考資料等の該当箇所等を参照しながら講義を実施した。しかし、この「法情報学Ⅰ講義案（その1）」では、当該回の講義案の内容と参考資料等の内容を統合した内容のものとして一体化して編集してある。

それゆえ、実際に実施された講義においては、受講生は、この「法情報学Ⅰ講義案（その1）」に講義案として収録した分量の講義内容全部について、当該回の講義時間内に提供を受けたわけではない。

なお、この「法情報学Ⅰ講義案（その1）」のための原稿の校正に際し、唐亀侑久氏(株式会社ラック)の助力を得た。同氏の助力に心から感謝する。

目 次

諸言		1
目次		3
第1回:イントロダクション	1 受講のための技術的な条件と制限	6
	1.1 情報処理と関連する一般的な知識	6
	1.2 講義内容の電子的な提供	6
	1.3 質疑応答	7
	2 科目の概要等	8
	2.1 講義内容	8
	2.1.1 法情報へのアクセス	8
	2.1.2 法情報と関連する国家政策	9
	2.2 法情報学と関連する専門用語	10
	2.3 法情報検索の手法や文献の引用方法など	11
	3 講義の実施方法	11
	3.1 オンラインの電子板書方式による講義	11
	3.2 電子板書方式による講義の長所と短所	11
	4 成績評価	12
	4.1 理解度テスト	12
	4.2 難易度	14
	4.3 理解度テストの回答に対するコメント	14
	4.4 成績評価に対する不服	15
	5 資料やコンテンツの利用上の注意	15
	5.1 資料やコンテンツの利用の基本	15
	5.2 著作権法の遵守	16
	6 Oh-o! Meiji システム利用上の注意事項	16
第2回:法へのアクセス	1 法へのアクセス	17
	1.1 総説	17
	1.2 「アクセス」の一般的用例	18
	1.3 「法情報へのアクセス」の意義	18
	1.4 「アクセス権」の意義	19
	1.5 アクセス権の主体	20
	1.5.1 一般的説明	20
	1.5.2 私人対公権力の場合と私人対私人の場合とに分けて考える	20
	1.6 私人対公権力・私人対私人の相違を基礎とする説明	21
	1.6.1 私人対公権力の場合	21
	1.6.2 私人対私人の場合	22
	1.6.3 私人対企業の場合	24
	1.7 法情報へのアクセスの強制的な実現	25

	1.8 情報公開請求によるアクセス権の行使	28
	1.9 行政訴訟における問題点	29
	2 EU 法を素材とする法へのアクセスの検討	30
	2.1 情報源	30
	2.2 基礎となる法哲学	31
	2.3 法へのアクセス報告書	32
	2.4 デジタル権利宣言	33
	2.5 人工知能技術(AI)の応用可能性との関係	35
	2.6 アクセス権の法的根拠に関する最高裁判例	37
第3回:法情報の提供	1 総説	39
	1.1 法情報の提供主体	39
	1.2 法情報の「put」と「get」の意味	40
	2 国法の法情報	41
	2.1 法の制定権限	41
	2.2 法の制定権者としての国の本質	44
	2.3 国の立法権及び執行権の本質と関連する基本概念	44
	2.3.1 実効支配	44
	2.3.2 法治主義	46
	2.3.3 法実証主義	46
	3 国の機関から提供される法情報の類別	46
	3.1 事実要素(facts)である法情報	46
	3.2 法解釈(interpretation)である法情報	49
	3.3 参考情報(reference)である法情報	50
	4 大学法学部において提供される法情報	52
	4.1 大学法学部において提供される法情報の限界	52
	4.2 ケースメソッド	52
	4.2.1 ケースメソッドにおいて使用される法情報としての行政先例	53
	4.2.2 留意点	54
	5 日本国の電子政府(e-Gov)の下における法情報提供	56
	5.1 基本法令	56
	5.2 法情報の電子的な提供と関連する細則	56
	6 各論的な説明	58
	6.1 立法情報の提供	58
	6.2 立法権との関係	58
	6.3 法権及び立法手続の概念と留意点	59
	7 国及びその機関による法情報の提供の問題点	60
	7.1 予算	60
	7.2 法情報の信頼性・安全性	61
	7.3 事業継続性	62

	7.4 一元化のメリットとデメリット	63
	8 法適用の実際を知ることのできる法情報源	63
	8.1 裁判例	63
	8.2 裁判所以外の法情報源	64
	8.2.1 特許審決	64
	8.2.2 労働審判	65
	8.2.3 その他の裁決・審決等の法情報データベース	66
	8.2.4 法情報データベース以外の法情報源	67
第4回:法情報学の概念	1 法情報学の定義	69
	1.1 総説	69
	1.2 法情報学の構成要素	70
	1.3 目的と方法	71
	2 情報の概念	75
	2.1 一般的な説明	75
	2.2 「情報」という語の歴史上の用例	77
	2.3 法情報を分析検討の対象とするための道具概念	77
	2.3.1 識別子(identifier)	77
	2.3.2 属性(attribute)	84
	2.3.3 AI との関係	86
	3 情報学としての法情報学	88
	3.1 情報学	88
	3.2 情報学における情報の分類	89
	3.3 法情報学の位置づけ	90
	3.3.1 一般的な説明	90
	3.3.2 明治大学の『法情報学』の歩み	90

法情報学 I 第1回講義案 イントロダクション (2025 年 4 月 14 日開講)

明治大学法学部教授
夏 井 高 人

1 受講のための技術的な条件と制限

1.1 情報処理と関連する一般的な知識

この科目は、情報処理と密接な関連性をもつ科目です。

PC 及び通信用デバイス等の情報機器を操作して Oh-o! Meiji のクラスウェブにアクセスできない学生は受講できません。

スマートフォンの画面は小さいので受講に適しません。ノート PC 等の使用を推奨します。入力のためにはキーボードが必須です。

この科目の内容を理解するためには、情報処理の基礎を構成している一般的な知識が必要です。明治大学法学部において設けられている情報処理関連科目「情報通信技術」の講義の中で提供しているレベルの内容を習得していることを推奨します。

そのような一般的な知識を既にもっている学生であることを前提として講義内容を設計しているため、この講義では、「情報通信技術」で提供しているような情報処理と関連する基本的な技術に関する内容及び関連法令に関する内容は提供しません。

「情報通信技術」を履修していない受講生は、「情報通信技術」を履修するか、または、自力・独学で関連知識を獲得してください。

1.2 講義内容の電子的な提供

この講義は、Oh-o! Meiji システムの「ディスカッション」の電子掲示板機能を応用し、電子板書方式によるオンライン講義として提供されます。

聴覚障害のある受講生は全く問題なく受講できます。

視覚障害のある受講生は、自動読み上げアプリ等を活用し、合理的に対処すれば受講できます。

各回の講義の中で提供する講義内容の文字数は、合計約 2 万字～2 万 2000 字です。毎回相当真剣に取り組まないと、講義内容を咀嚼・理解することは困難です。

事前にレジュメ等が提供されているときは、事前に読んで準備していないと講義内容を理解できないことがあります。

Oh-o! Meiji の「ディスカッション」の欄の電子掲示板機能は、オンラインチャット専用のものではないので、新たなポストがあっても自動的に画面が更新されないことがあります。

画面が自動的に更新されない場合には、受講生が使用している PC またはモバイル等のブラウザ側で、手動でリロード（画面更新）してください。

画面をリロードするための具体的な手法は、使用しているブラウザによって若干異なります。各自が使用している機種・OS・ブラウザの基本性能を確認し、使いこなせるようにしてください。

適切な情報機器を用いて必要な情報を収集・整理・蓄積し、合理的に処理できる能力は、現代社会の中で生存するための必須（不可欠）の能力です。

（講義内容の画面切替えのタイミング）

オンライン講義としての教員から受講生に対する講義内容の提供のためのアップロードの間隔は約 3 分です。

1.3 質疑応答

質疑応答の時間帯に質問があっても、日本語文として不完全な場合や、質問内容が不明確な場合などには、私の側で「何が質問されているのか?」を私が理解するために時間を要する場合があります。

また、簡単に返答できる内容の質問であっても、即座に答えを教えていたのでは大学教育になりません。大学教授は受験予備校講師ではありません。

どのようにすれば当該学生が適切に思考できるようになるか、「何も考えずに結果だけ入手したいと考えることは自己破滅の最大原因となる」ということを当該学生に対してどうやって理解させるか、「不適切な質問をどのようにして排除するか」等を個別に考えながら返答します。このような安易な態度の標本的な行動形態は、GPT アプリまたは GPT サービスの悪用及び濫用です。

そのため、質問があっても返信に時間がかかる場合があり、また、全く返信しないこともあります。

特に、（情報通信技術に関する事項や、法学部の 1・2 年に配当されている必修法学科目の内容となっている事項を含め）前提となる基本事項に関しては、事前に自力で獲得するように

努力を尽くすのが原則なので、そのような基本事項に関しては返信しないことがあります。

(タイピングの速度が遅い受講生へのアドバイス)

タイピングの遅い受講生の場合、所定の時間帯に質問をポストし終えることができないことがあります。

質問事項等があるときは、事前(授業開始前または受講中)にファイルにまとめておき、そのファイルからコピー＆ペーストしてポストするとうまくいくことが多いようです。

質問事項を事前にまとめておくことにより、自分の理解を深める効用もあります。文にまとめてみると、自分の疑問の内容それ自体に問題があることに自分で気づくことがあります。勉強不足となっている部分を自分自身で発見するきっかけともなるでしょう。

一般論として、適切に文を構成することができない場合、語彙や文法理解の問題もありますが、実際には、そもそも対象事項の内容を理解していないために「何を質問したらよいのかもわからない」状態となり、結果的に、「文の内容を構成できない」＝「文を作成できない」という状態になることが多いと考えられます。

良い文章を書けるようになるためには、常に、自分自身の内面を充実させ続け、自分自身の能力を高め続けるしか方法がありません。

(GPT アプリ等の使用禁止)

この講義においては、GPT アプリ及び GPT サービスを用いることを認めていません。

一般に、GPT アプリに頼る生活をしていると、自分自身の脳で思考し、検証する回数が激減するため、急激に記憶が衰え、思考能力が劣化します。

この講義の内容に関して GPT アプリに対して質問しても、まともな回答を得ることができません。それゆえ、受講に際して GPT アプリに依拠すると、この科目の講義内容を正確に理解できないようになります。

2 科目の概要等

2.1 講義内容

2025 年度春期における各授業日の具体的な講義内容は、基本的に、シラバスに記載のとおりとします。

ただし、都合により、予定を一部変更して実施することがあり得ます。その場合には、事前に Oh-o! Meiji のクラスウェブを通じて連絡します。

2.1.1 法情報へのアクセス

2025 年度の法情報学 I の最初の部分では、法情報と関係する基本的人権の理解を目的として、

「法情報へのアクセス」を基本テーマの 1 つとする講義を実施します。

法情報へのアクセスと関連する講義内容の回においては、講義用の素材として、EU の法へのアクセス報告書に示されている内容及び事項に準拠します。法へのアクセス報告書の参考訳・改訂版は、下記のところにあります。

法へのアクセス報告書[参考訳・改訂版]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No39.pdf

また、法へのアクセスに関する極めて重要な内容を含むデジタルの権利及び基本原則に関する欧州宣言の参考訳は、下記のところにあります。

デジタルの権利及び基本原則に関する欧州宣言[参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No55_2.pdf

ただし、この講義は、法へのアクセス報告書の解説を目的とする授業ではありません。法へのアクセス報告書それ自体の内容に関しては、上記の参考訳を参考にしながら原文の精読と取組むことによって習得してください。

2. 1. 2 法情報と関連する国家政策

「法情報へのアクセス」を内容とする部分に続く講義においては、

- (1) 「オープンデータ政策」を含め、国家としての法情報の提供のあり方の基本を理解し、考えること、
 - (2) 日本国における現実の法情報提供の実態を認識し、考えること、そして、
 - (3) 大学や公的機関からの提供される様々な法情報サービスを認識し、その特徴や利用上の留意点を知ること
- を目標とします。

ここでいう「法情報」とは、制定法 (Statutes) としての法律の情報だけではなく、判例法 (Case Law) や慣習法、立法と関連する情報、法の執行に関する情報 (行政における執行、行政判断及び司法判断を含む。) を含めた広い概念として用いています。

授業で用いる資料等の大部分は、下記の教員プロフィールからリンクしてある専任教員データベース内の業績一覧の中からダウンロードして閲覧可能になっています。

夏井高人 (明治大学法学部専任教授)

<https://gyoseki1.mind.meiji.ac.jp/mjuhp/KgApp?kojinId=970020>

個人的な見解や考察結果等に関しては、下記の個人ブログにアップしてあります。

Cyberlaw ブログ

<http://cyberlaw.cocolog-nifty.com/>

加えて、(法情報学と直接の関連性のない専門分野を含め) 私の専門分野の一部となっているような事柄に関しては、下記の個人ブログの中でもときどき書いています。この講義の中において、この個人ブログの中にあるコンテンツを素材として使用することがあります。

怠け者の散歩道 2

<https://elemiddleman.seesaa.net/>

2. 2 法情報学と関連する専門用語

この科目と関連する専門用語を知らないと言えない部分があるかもしれません。

関連する専門用語の理解を得るため、「サイバー法」、「情報法」、「知的財産法」、「法哲学」、「法思想史 (西洋)」を併せて受講することを強く推奨します。

比喻になりますが、例えば、スポーツの分野において、世界最高レベルの運動選手だった教員の講義や指導を受けても、それだけではオリンピック選手にはなりません。そのような優れた教員の講義内容や指導内容を正確に理解するためには、少なくとも基礎的な運動能力が備わっており、ある程度まで豊富な競技経験を要します。そうでないと、その教員が何を話しているのか理解できません。

高度な内容の講義を受講するためには、その必須の前提となっている基礎的事項を既に習得している必要があるのです。

このことは、全ての応用科目について言えることです。

事前に関連資料を読んで予習する場合のコツは、読んでいる時には理解できなくても、わからない部分を保留にした状態でとにかく最後まで読了し、もう一度わからなかったところに戻って読み返してみることです。

全体を読了すれば理解できることでも、ある部分だけにこだわっているといつまでも理解できないまま中途半端で終わってしまうというようなことがしばしばあります。

森も木も見ましょう。一般に、森も木もみないで、果実をちょっとかじっただけ、花を見ただけ、花の香りを嗅いだけで「全てわかった」と思いこむことは、最も愚劣なことです。

森も木も見ようとすれば、それなりに時間がかかります。また、1 度見てすぐに全部を理解できるわけではありません。場合によっては同じ森を何度も訪問し、同じ木の枝に触れて納得がいくまで

観察し、理解する必要が生ずることもあります。

2.3 法情報検索の手法や文献の引用方法など

法情報学 I では、明治大学法学部の 1 年次の必修科目である「法学リテラシ」を受講する中で習得しているはずの基本的な法情報検索等の手法や文献の引用方法等に関する講義は行いません。

3 講義の実施方法

3.1 オンラインの電子板書方式による講義

オンライン講義（メディア授業）の方法で講義を実施します。ただし、弊害や問題が生じた場合には実施方法を変更することがあり得ます。その場合には、Oh-o! Meiji のクラスウェブを通じて連絡します。

- ・ 資料等を提供する場合、担当予定日の前日までに Oh-o! Meiji 上で掲示します。
- ・ 当日の授業時間帯に Oh-o! Meiji のディスカッションの機能を応用して質疑応答を実施します。
- ・ 第 1 回目を除き、春期中に合計 5 回～10 回程度、授業時間帯の中で Oh-o! Meiji の「アンケート」の機能を応用して理解度テストを実施する予定です。
丸暗記能力を試すための仕組みである「小テスト」の機能を使用せず、「アンケート」の機能を使用して理解度テストを実施します。しかし、理解度テストは採点対象となる試験の一種であり、成績評価対象とならないアンケートではありません。
- ・ Oh-o! Meiji の出欠登録機能を利用した出欠確認データ及び（出欠確認データ以外の）アクセスログ等により当日の出欠を判断します。

3.2 電子板書方式による講義の長所と短所

この授業は、Oh-o! Meiji のクラスウェブ上の「ディスカッション」の電子掲示板機能を応用した電子板書方式により実施します。

Zoom を含め、現在一般的に利用されているオンライン授業用のアプリケーションには（情報セキュリティ上及びプライバシー保護上の）様々な問題があるため使用しません。

この講義が採用しているような文字情報によるオンライン授業の受講者にとっての利点は、以下のとおりです。

- (1) 講義内容と質疑応答の内容は、文字情報として保存・提供されます。本来であれば、たまたま授業に参加できなかった学生でも、後から過去分をバックトラックして学習・復習することができるように授業方法を設計しました。
- (2) 一般に、映像情報や音声情報の提供による授業では文字列検索等が非常に困難または不可能ですが、この授業では基本的に文字情報の提供だけによる授業ですので、文字列検索や情報の整理が極めて容易です。受講者各自が自分用のサブノートを作成する上でも利便性が高いと言えます。これらの点は、他の方法では決して得られない顕著な長所です。
- (3) 文字情報だけの場合、音声読み上げアプリを使用することにより、視覚障害のある受講生でも受講できるというメリットがあります。聴覚障害のある受講者に関しては、全く問題なく、授業内容を知ることができます。文字情報による授業は、バリアフリーの程度の比較において、他の方法による授業よりもはるかに勝っています。
- (4) ビデオ方式のオンライン授業の場合、目の負荷が大きくなり、視力の低下等の弊害が生じることがあります。文字情報だけの電子掲示板方式の場合、プリントアウトを利用することにより、目の疲労を少しでも緩和することができます。
- (5) ビデオや音声によるオンライン授業の場合、同音異義語の識別・認識の可否は、受講者の能力（特に日本語の語彙力）に依存することになります。しかし、文字情報によるオンライン授業は、板書による授業の場合と同様、受講者の能力に依存することなく、正確に同音異義語を識別可能な形態で授業内容を提供できます。
- (6) 画像データや音声データ等の生体要素識別データが保存されることがありません。それゆえ、学生時点における発言内容等が記録され、後に悪用される危険性が全くありません。この悪用の具体的な態様としては、誹謗中傷行為・名誉毀損行為、ストーカー行為、著作権法違反行為等が含まれます。

4 成績評価

4.1 理解度テスト

成績評価は、下記の方法によります。

- (1) 原則として、理解度テストの成績に基づいて評価します。
- (2) 最終的な成績評価は、上記の各成績評価の点数を合算して行います。

例えば、2025 年春期において合計 10 回の理解度チェックテストを実施し、100 点満点で成績評価すると仮定した場合、各回の点数配分は各 10 点になります。この場合、各回において平均で 6 点以上の成績を取得しないと、10 回分の合計点が 60 点以上になりませんので、2025 年度春期の単位を取得することができません。

理解度テストを提出しただけでは単位を取得することはできません。理解度テストの採点結

果の合計点が 60 点以上でなければ単位を授与できません。

理解度テストの「設問 2」の中に複数の小問がある場合などは、回答のための細かな条件が設定されることがあります。

この条件を満たさない回答は、0 点と評価します。

欠席の多い受講者は、単位を受ける資格がないので、出欠状況等に対応して「F」または「T」の成績評価とします。

Oh-o! Meiji の出欠確認システムの記録上、講義に出席しているべき時間帯に出席していた記録がないのに理解度テストだけ提出している場合に関しても、授業内容の理解度を示しているという証拠がないことになるので、0 点と評価しています。

理解度テストにおいて、大学法学部学生に相応しくない分量または質の回答の場合には、0 点として評価します。

理解度テストにおいて、制限時間内に作成不可能と思われる分量の回答を提出した場合、何らかの違法な手段を使用して回答したか否かを調査・検討した上で、違法な手段を使用したと判定できるときは、「F」評価とします。このような場合を含め、理解度テストにおいて、GPT アプリのような AI ツールを濫用して生成した回答を提出した場合、学則上の処分を含め、厳正な対処を検討します。

理解度テストにおいて提出された文が他の受講生と同じ文面のものである場合、カンニングと同じ扱いにします。この場合、学則に基づく処分の対象行為となり得ます。

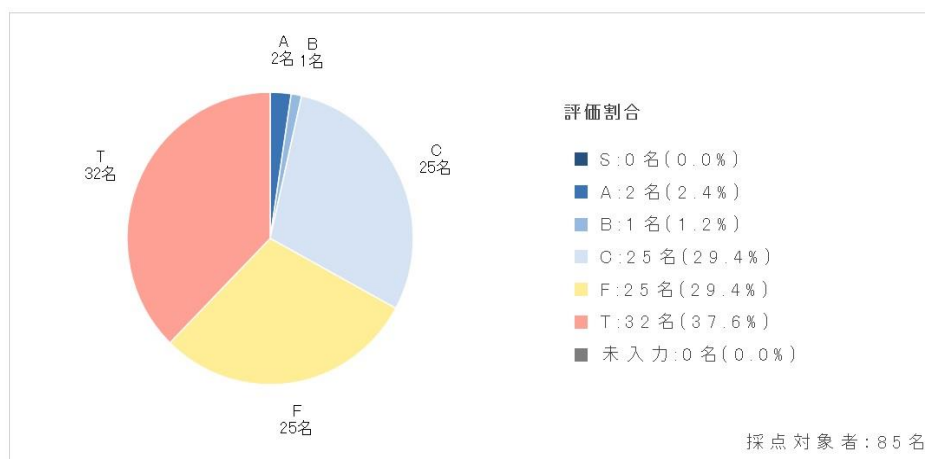
Zoom のようなオンラインミーティングの仕組みを応用した授業では、参加者の動静をリアルタイムで監視する機能を使用することができます。

しかし、この『法情報学』の講義は、個々の受講生の動静をリアルタイムで監視する機能を用いないオンライン講義です。受講生を信頼しなければこの講義は成立しません。

この科目の理解度テストとの関係では、他の受講生等と相談したり支援を受けたりして回答を作成する行為は、ここでのいうような意味における信頼を裏切る行為になります。そのような信頼を裏切る行為をしたという疑いのある複数の類似回答が存在する場合、調査・分析をした上で、信頼を裏切る行為があったと判定できるときは、それらの類似回答者全員について、その回の採点結果を 0 点とするか、または、その時点で成績評価を「F」に確定させます。

4. 2 難易度

この講義の難易度を理解するための参考として、2024 年度春期の『法情報学 I』の成績評価結果のグラフを提供します。



このグラフを見ればわかるとおり、この講義は、いわゆる「楽単科目」ではありません。例年、履修登録者の約半数が「F」または「T」の評価となっています。

何となく参加していれば単位を取得できる科目ではないので、真面目に勉強する気のない学生は、履修登録を諦めたほうが良いです。

4. 3 理解度テストの回答に対するコメント

必要に応じて、理解度テスト中の記述式の設問（設問 2）に対する回答に対して個別にコメントを返すことがあります。

そのようなコメントの中では、私の意見を述べるだけでなく、参考資料の紹介や勉強を進める上でのアドバイスなどを含めることもあります。

ただし、受講者数が非常に多数であるときは、理解度テストを実施する全ての回において回答を提出した受講者全員に対してコメントを返すことには時間的・体力的に無理です。それゆえ、提出された理解度テストの回答に対して常にコメントがあるとは考えないでください。

なお、講義を実施している時間帯にログオンしていた記録のない受講生に関しては、講義を受けることなく理解度テストの提出をしたものとして扱い、コメントを返しません。

4. 4 成績評価に対する不服

成績評価と関係して不服があるときは、所定の変更期間内に、法学部事務室で手続きしてください。

過去にあった例としては、理解度テストを全部提出したのに「F」評価になったのは納得できないとして成績評価の変更が申立てられたことがありました。その事例では、成績評価した結果としての点数を示し、60 点未満であることを法学部事務室を通じて説明しました。

5 資料やコンテンツの利用上の注意

5. 1 資料やコンテンツの利用の基本

この講義の中で紹介する資料やコンテンツは、講義内容の一部として組み込むために紹介しています。講義の中で指定された資料やコンテンツは、必ず読み、その内容を理解してください。

紹介された資料等の内容に批判があるときは、どうして自分が批判的になるのかを考えることも勉強の一部です。一般に、可能な限り自分の頭脳を駆使することによって思考能力が鍛えられます。そうでない場合、ゼロ (0) は、何乗してもゼロのままです。

Oh-o Meiji!のお知らせ等の機能を用いて事前に紹介した文献や資料等に関しては、その中に書かれていることを受講生全員が既に読んでいるという前提でその後の授業を進めます。それらの文献や資料等に目を通していないと、すぐにこの講義の内容を全く理解できなくなってしまう。

学習のための力 (能力) と意欲のある学生は、事前にどんどん読んでください。このことは、大学教育における学習方法としては基本中の基本の 1 つです。

大学教授としての過去約 29 年間の経験からすると、かなり多数の学生において、この「基本」ができていないと判断しています。

遅くとも大学卒業までにこの基本を身につけていないと、社会人と生きていくことが非常に困難または不可能となります。

以上のことは、基本的には、明治大学法学部において設けられているどの授業科目でも同じなのですが、この講義に関しては、講義の内容を適切に習得するために相当分量の関連資料を読みこなすことが必要です。

「それは無理だ」と自己評価する学生は、この講義を受講すべきかどうか、真剣に再検討してください。

5. 2 著作権法の遵守

この授業内で提供する資料等は、「法情報学 I」の正規受講者限りの個人的利用を前提とするものです。

この講義では、講義内容それ自体を電子的な状態で提供し、また、資料等を電子ファイルで提供します。

それらの電子的な講義内容や資料等のファイルの複製物（コピー）を正規受講者ではない第三者または私を含め著作権者から許諾を得ていない第三者に対して提供または公衆送信可能化する行為は、著作権法違反行為として罰せられるだけでなく、学則に基づく処分の対象行為となり得ます。

この提供または公衆送信可能化行為は、単純な添付ファイル付きのメール送信等だけではなく、ファイル共有サイトや SNS のフォーラム等へのポストなどの行為を含みます。

著作権法に違反する行為があった場合、学則上の処分や刑事処罰等の原因となります。

6 Oh-o! Meiji システム利用上の注意事項

MIND 利用上の遵守事項ガイドランを事前に精読し、ガイドラインに示されているルールを完全に遵守すること。

MIND 利用上の遵守事項ガイドラン (2025 年度版)

<https://www.meiji.ac.jp/mind/seminar/6t5h7p00000glp8k-att/MINDguidelines2025.pdf>

法情報学 I 第 2 回講義案

法へのアクセス

(2025 年 4 月 21 日開講)

明治大学法学部教授

夏 井 高 人

1 法へのアクセス

1.1 総説

「法情報学 (Legal Informatics or Law Informatics)」は、法現象を示す標識 (符号) としての法情報 (Legal information) を情報学 (Informatics) の観点から考察・検討する学問です。

「法情報」の概念それ自体に関しては、後の回の講義の中で改めて詳しく説明する予定ですが、ここでは「法情報」の概念に関し、「法」を内容とする「情報」として理解しておいてください。

法情報学に関しては、学術上の様々な立場があり得ますが、明治大学法学部の『法情報学』は、

- (1) 法の分野に属する情報を検索・アクセス・収集するという方法論だけを内容とするものではなく、
 - (2) そもそも「法情報」がどのような構造になっているのか、
 - (3) 法の解釈とはどのような精神活動を意味するのか、そして、
 - (4) 法の解釈・運用のためにはどのような方法が重要であるのか、
- を重視した講義科目です。

(1)と(2)は、情報学 (Informatics) に属するものです。(3)と(4)は、認識論 (Cognitive Science) と意味論 (Semantics) に属するものです。

また、明治大学法学部における『法情報学』の講義は、その全体構造として、帰納法の手法を採用しています。

帰納法を基礎として、法情報の理論を構成する基本的な要素を説明し、法情報を理解するための多様な現象形態の説明を提供した上で、講義の最後の方で、それらの現象形態から抽出される一般理論を説明します。

受験予備校的な演繹法による講義では、一般理論を先に説明して暗記させ、暗記させた理論の応用例を順次説明するのが普通ですが、この講義ではそれが逆になっています。

この法情報学の講義は、以上のような意味での法情報に対するアクセスの重要性とアクセスの権利について説明することから始めることにします。

法情報のアクセスの重要性を正しく理解するためには、

- (1) 法情報へのアクセスの権利の社会的・政治的・経済的意義を理解すること、
 - (2) 法情報へのアクセスの権利を全法体系または法理論体系全体の中で適切に位置づけること
- が必須です。

1.2 「アクセス」の一般的用例

一般に、日本国の大学法学部においては、憲法の講義や行政法の講義の中で「アクセス」の概念を説明します。

「アクセス」の概念に関しても、他の語の場合と全く同様に、辞書的な説明文を暗記することは必ずしも難しいことではありませんが、それだけでは何も理解していないのと同じです。

「アクセス」という語は、既に外来語として日本語の中に導入されているので、自分の個人的体験から得られた知識・経験・感覚だけでその概念を理解したと誤解することがあり得ます。

しかし、文脈または状況の相違によって、「アクセス」の語義が異なることがあるので注意してください。

法情報へのアクセスという文脈における「アクセス」の概念に関しては、今回の講義の内で説明します。

1.3 「法情報へのアクセス」の意義

一般に、アクセスの対象は、建物や施設のような物体であることもあり、情報やデータのような物体ではないものであることもあり、情報源のような何らかの資料や人間であることもあります。

アクセスの対象を現に獲得または利用できるようにすることは要件ではありません。

現実に獲得しようと思えばいつでも獲得できる状態または現実に利用しようと思えばいつでも利用できる状態を達成することが「アクセス」です。

その意味においては、「アクセス」は、その対象を獲得または利用するための手段を意味することになります。

「法情報へのアクセス」という文脈に限定すると、その場合における「アクセス」は、法を内容とする情報またはその情報源を「獲得できるような状態にあること」または「利用できるような状態にあること」を意味することになります。

実際にアクセスした結果として情報やデータを入手できたとしても、情報やデータそれ自体は符号列に過ぎません。

その内容を認識・理解するためには、アクセスをした者の脳内の思考作業を必要とします。そのため、同一の情報またはデータから個々のアクセス者が感得する意味内容は、同一であるという保証がありません。

意味論においては、このような困難性が常に存在します。

このことを最も分かりやすく表現した作品として、アントワーン・ド・サンテグジュペリ『星の王子さま (The Little Prince)』(1943 年) があります。

同書の挿絵(水彩画)は、現時点では、一般に、サンテグジュペリ自身の作品だと理解されています。正しく哲学(思考)できる人は、正しく描画もできるということの代表例として評価することができると考えられます。内容の構造理解がしっかりしていなければ、その理解内容を画像として表現しようとしても、構成の段階で失敗します。

「法へのアクセス」は、厳密には、そのようにして単なる符号列から感得され、理解された各自の法概念の生成のことを意味します。

しかし、一般的には、そこまで厳密に考えることなく、法情報を内容とする符号列を入手すれば、当該法情報の内容である「法」にアクセスしたことになると単純に考えるのが普通であり、後述の EU の「法へのアクセス報告書」もその程度の厳密さで「法へのアクセス」を論じています。

この授業では、そのような意味で「アクセス」の語を使用します。

1.4 「アクセス権」の意義

「アクセス権」は、何らかの対象に対して「アクセスを請求できる法的地位にあること」を意味します。

そのような法的地位にあることを「権利」として表現していることになります。

アクセス権は、例えば、情報公開法に基づく情報公開請求の権利のように、具体的な請求権として成熟している場合もあります。

しかし、具体的な請求権ではなく、アクセスを求めることそれ自体が違法行為にはならないという程度の意味しかもたないこともあり、また、単に観念的な願望のレベルにとどまることもあります。

法的概念としてのアクセス権を日本国において最初に考究した論考として、堀部政男『アクセス権』（東京大学出版会、1977）、同『アクセス権とは何か―マス・メディアと言論の自由―』（岩波新書、1978）があります。

この講義においては、法情報を対象とするアクセス権を中心にしてアクセス権を説明することになりますが、一般的な概念の説明が必要となる箇所ではそのような説明もします。

1. 5 アクセス権の主体

1. 5. 1 一般的な説明

一般に、アクセス権の法的性質を理解しようとする場合、当該権利の権利主体（権利者）と権利行使の相手（義務者）を正確に理解することが大事です。

一般に、大学法学部の憲法や行政法の授業の中でアクセス権について述べられる場合、アクセス権の権利者と義務者が存在することが当然の前提になっているので、権利主体及び権利行使の相手方に関する明示かつ詳細な説明がないかもしれません。

また、当該科目において正確な内容の講義が提供されている場合であっても、受講生の側で適正に整理された前提知識（特に、政治史及び経済史、政治哲学等の基本的な予備知識）をもっていないと、アクセス権と関連する権利者及び義務者のことに関する講義内容の正確な理解を得ることができません。

当該権利の権利主体（権利者）と権利行使の相手（義務者）の理解に関しては、一般に、

- (1) 民法（財産法）の基礎である権利者と義務者の概念を必須の前提とした上で、
 - (2) 民事訴訟法及び行政事件訴訟法の基礎である当事者の概念を踏まえ、かつ、
 - (3) 公法（憲法、行政法等）における権利者及び義務者の特殊性を講ずる
- というのが普通のやり方です。

1. 5. 2 私人対公権力の場合と私人対私人の場合とに分けて考える

このようにして権利者と義務者の関係をとらえる場合、(a)私人対公権力の場合と(b)私人対私人の場合とに分けて理解することが重要です。

(a)私人対公権力の場合と(b)私人対私人の場合のように、文脈または環境によって権利者・義務者の法的性質が異なる場合、アクセス権の存否及びその具体的な内容もまた、異なったものとなります。

また、権利としてアクセス権が存在していると言える場合であっても、その権利が発生する法的根拠が異なったものとなります。大学法学部の授業の中で私法と公法の別をきちんと学ぶべき理由は、ここにもあります。他の学部では学べません。

- (1) 古典的な法理論における私法と公法の別を正確に理解した上で、
- (2) 現代の社会状況下において私法の性質と公法の性質とが混在する権利が存在することを理解し、そして、
- (3) そのような混合的な権利の内容を考察するという手順で勉強を進めなければなりません。

従来、アクセス権と関連する法学上の議論の大部分は、公権力主体や企業等の組織が保有する情報へのアクセスを中心とするものでした。

私人対私人の関係においては「私人の対等の原則」が適用されるので、基本的に、当該個人に関する情報（特に秘密情報）を開示することを請求できません。

例えば、相手方が同意している場合等の例外を除き、原則として、相手方が保有する秘密の情報（プライバシー情報、営業秘密と関係する情報等）にアクセスする権利は成立しません。

公権力対私人の場合でも、公権力主体が私人に対して強制的に情報公開させることは、原則として、禁止されています。黙秘権の保障（自白強要の禁止）がその代表例です。

換言すると、このような場合、(法的強制力をもつという意味での) 情報へのアクセスの権利が成立する余地はないと言えます。

権利が成立しない以上、権利者も存在しません。

以下、私人対公権力と私人対私人の関係に分けて説明します。

1. 6 私人対公権力・私人対私人の相違を基礎とする説明

1. 6. 1 私人対公権力の場合

私人対公権力という文脈の中では、民主主義（democracy）という政治哲学を鮮明に念頭に置かないと何も理解できません。

民主主義は、法情報へのアクセス権が存在するための必須の基礎です。

なお、ここでいう「公権力主体」とは、主として、国及びその機関のことを指します。

民主主義を政治的基盤とする国家においては、(法学上の理論構成は複数あり得るとしても、また、一定の例外が存在するとしても) 基本的には、国家が保有する情報に対して国民がアクセスする権利をもつことに異論はないと考えられます。

民主主義国家においては、公権力主体は、国家の主権者である国民の財産を管理するための装置として理解されます。

それゆえ、本来国民が権利者である情報へのアクセスの請求は、実質的には、公権力主体に対する当該情報の「適正な管理」の請求であることになります。

米国や欧州の情報自由法 (FOIA) においても、日本国の情報公開法においても、私人対公権力主体との関係において情報の提供を求める請求権の法哲学上の根拠を国民主権 (民主主義) に求めています。

日本国の最高裁判例も同じ理論を採用しています (後述)。

公権力主体に対して情報の提供を求める請求権が民主主義 (国民主権) から直接に派生する権利だという見解に立脚すると、情報の提供を求める請求権との関係では、「知る権利」も「アクセス権」も相互に別名 (synonym) の関係にあることになります。

権利行使をしなくても公権力主体の側から積極的に法情報が提供されることもあります。公権力主体が保有する法情報をオープンデータ (open data) とすることはその例です。オープンデータに関しては、後に改めて説明します。

民主主義が否定されている国家 (特に、特定の個人または政党による独裁主義 (despotism) の国家) においては、国家が保有する情報へのアクセス権が否定されるのが普通です。

「国家が保有する情報へのアクセス権がある」と主張したり、そのような情報へのアクセスを試みたりしようとする、国家が保有する機密情報を獲得しようとするスパイまたは当該国家に対する反逆者として粛清 (処刑) されてしまうかもしれません。

1. 6. 2 私人対私人の場合

私人対私人という文脈の中でアクセス権を論ずる際には、平等主義という政治哲学を鮮明に念頭に置かないと何も理解できません。

平等主義の下においては、特定の個人が他の個人に対して一方的に優越的なアクセス権をもつことはありません。

同様に、(合意または法律の定めがある場合等を除き) 特定の個人が他の個人に対して一方的にアクセスさせる義務を負うこともありません。

つまり、平等主義を採用している国家体制の下では、「他者に対してはアクセスできない」が

基本的な状態となります。

私人対私人の場合において、誰かからアクセスされる側にたって考えてみると、このことは自明です。

平等社会においては、人は、誰か他の者に私生活を覗かれたり、自室に勝手に立ち入られたりする義務を負いません。

このことは、情報に対するアクセスだけではなく物理的な行為でも同じです。

個人に対する物理的な接近行為や追跡行為は、ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律参照）として理解されることがあります。

本人の同意等の例外の場合（＝違法性阻却事由または正当化事由がある場合）を除き、ある私人が他の誰か（私人）に関して「知る権利」をもつことはありません。

逆に、全ての私人は、プライバシーの利益の一種として、他の者から「知られない自由」をもちます（後述）。

一般に、私人対私人の関係において、違法性阻却事由または正当化事由がないのに他の私人に対してアクセスする行為は、当該他の私人の私生活に対する侵害行為または妨害行為を構成し得ます。

そのような侵害的な状況下において、何か法的問題が生じ得るときは、当該侵害行為または妨害行為の排除請求権の有無、あるいは、当該侵害行為または妨害行為を原因とする損害賠償請求権の有無が問題となり得ます。

刑事上では、所定の犯罪構成要件該当性の問題となります。

(妨害排除請求)

侵害または妨害の排除請求に関し、人格権に基づく物権的請求権類似の請求権が成立するかどうかの問題は、かなりの難問です。

これに対し、民法に定める所有権に基づく請求権や占有権に基づく請求権が成立する場合、または、民法に定める物権的請求権が成立可能な場合には、それらの請求権によることになります。

例えば、私人の情報を取得するために第三者が私人の居室に無断で立ち入る行為は、明らかに所有権または占有権の侵害行為となりますので、所有権または占有権を根拠としてその立ち入り行為の排除を請求できるはずです。

加えて、知的財産権侵害の場合にも類似の問題が生じ得ます。

(損害賠償請求)

損害賠償請求権の成否の問題は、一般的には、不法行為（民法 709 条）の解釈・適用の問題となります。

(刑事処罰)

刑罰に関しては、刑法の特別法であるストーカー行為等の規制等に関する法律の適用や道路交通法の適用が問題となり得ます。

しかし、ここで述べているような態様の侵害行為の大部分は、刑法の中で定められた業務妨害罪、住居侵入罪、名誉棄損罪、侮辱罪等の条項の解釈・適用によって対処可能です。

大学法学部における刑法各論の講義内容を完全にマスターすることにより、そのような一般的な理解を得ることができます。

1. 6. 3 私人对企业の場合

一般に、企業は、公権力主体ではなく、私人の一種です。特に個人企業の場合にはそうでしょう。

それゆえ、私人对企业という関係においても、基本的には、私人对私人の関係における考え方を基礎として考察すべきです。

問題となるのは、巨大な組織と財力と社会的影響力をもつ企業です。

そのような企業に関しては、自由主義の国家においても、社会権の考え方を基礎として、単なる「私人」として扱われるべきではないという考え方が一般的です。

単なる一個人が巨大企業を相手方として何らかの請求や訴訟を実行しようとしても、(公権力主体を相手方として何らかの請求をしようとする場合と同じ)大きな困難と直面することになります。

それゆえ、法学の長い歴史の中で、「企業」という社会的存在をどのようにとらえるべきかがかなり詳しく議論されてきました。

企業と関連する事柄に特化した「企業法」という学術分野もあります。

憲法学においては、「社会的権力」という概念構成により「企業」の概念が検討・考察されたこともありました。

私人对企业の関係が消費者对企业という図式でとらえられる場合、「消費者法」というカテゴリの中で関連問題が論じられます。消費者法の講義等においては、消費者保護関連法令の法解釈論が

提示され、関連判例の解説が提供されます。

他方において、企業対企業の関係では、自由競争秩序の維持のため、独占禁止法(競争法)という分野が確立されてきました。

そして、私人対私人の関係の下にあり、基本的には私的自治の原則を基礎としつつも、労働者の基本的な人権を保護するため、労働法という分野があります。

更に加えて、(基本的には私人対企業の構図の下にある場合とそうではない場合とを含め)「自然環境」という人類全体の生存とかかわる事項を扱う法分野の 1 つとして「環境法」があります。

以上のとおり、関連する様々な法分野があります。しかし、一般に、企業に対する私人の権利行為と関連する法解釈論や関連判例は、孤立した存在ではありません。

民法の基本原則を踏まえ、私人対私人の関係の場合の一般原則をどのような社会的要請または経済的要請によって修正されているのかを理解する必要があります。

そのような理解は、民法の財産法(総則、物権法、債権法)を完全にマスターすることにより、容易に得られます。

一般に、この講義の受講生の中で『法情報学』の講義内容を正確に理解できない場合の原因の多くは、法学部の基本科目として提供されている憲法・民法・刑法の内容を十分に習得していないことにありと判断しています。

1.7 法情報へのアクセスの強制的な実現

公権力主体から法情報がオープンデータとして提供されている場合や、特定の私人が契約当事者となっている契約条項等の法情報を当該私人が任意に開示している場合などには、当該法情報へのアクセスが既に可能になっているため、法情報へのアクセスの権利の強制的な実現を必要としません。

これに対し、一般に、国の機関等に対する情報公開請求が拒否された場合、理論的には、「国家機関または地方自治体が保有する情報に対する私人(国民)のアクセス権の行使が認められなかった」ということになります。

そのような場合における法的な解決方法は、複数存在します。

(合意による解決)

このような場合において、当事者間の交渉及び合意によって解決できる問題もあります。

その態様や法的効果は、個々の交渉または合意によって異なるものなので、個々の具体的な事案に即して、仔細に検討することを要します。

テンプレートを応用して形成される合意等の場合を除き、一般的な法律要件及び法律効果を暗記しても、それだけではほぼ無意味です。

今回の講義では、当事者間の交渉及び合意ではなく、権利行使のための強制的な法的手段についてだけ簡単に触れることにします。

(合意以外の方法による解決・私人対私人の場合)

私人対私人の関係におけるアクセス権の行使の場合、通常の民事訴訟という方法による解決が基本となります。

通常の民事訴訟における訴訟物（審理の対象）は、一般的には、

- (1) 何らかの合意が存在する場合、契約法に定める債権を根拠とする請求権（債務不履行の場合）となり、または、
- (2) そのような合意が存在しない場合または合意を根拠としない場合、不法行為法（民法 709 条以下）に定める債権を根拠とする請求権となります。

それゆえ、全ての法学分野を通じて、民法の一部である契約法及び不法行為法の正確な理解が必須のものとなります。

民事訴訟による強制的な情報開示請求の場合において、開示請求される対象となる情報の中に個人情報（個人データ）やプライバシー情報が含まれている場合、個人情報（個人データ）の法的保護及びプライバシーの法的保護との関係における調整という問題が生じます。

(合意以外の方法による解決・私人対公権力主体の場合)

他方、私人対公権力主体の関係におけるアクセス権の行使の場合、情報公開法及び情報公開条例に基づく情報公開請求によるのが基本となります。

ただし、全ての場合において情報公開請求が認められるわけではありません。請求が認められるか否かに関しては、できるだけ多くの裁判事例を調べ、分析・検討する必要があります。

加えて、情報公開請求は強制的な情報公開を実現するための手段の 1 つなので、公開請求される対象となる情報の中に個人情報（個人データ）が含まれている場合、個人情報（個人データ）の法的保護との関係における調整という問題が生じます。

なお、大学法学部の講義では、例えば、憲法の講義や行政法の講義の中で、情報公開法

または情報公開請求について解説されるのが通例ですので、この講義の中では、情報公開法及び情報公開請求それ自体については詳論しません。

(憲法の条項を法的根拠とすることができるかどうかという問題)

一般に、憲法学者の見解の中には、憲法に定める基本的人権を根拠として民事訴訟を提起できると主張する見解（直接適用説）もあります。

しかし、通説及び最高裁判所の見解は異なります。日本国憲法に定める基本的人権だけでは何も請求できません。

基本的人権は、国民が公権力主体に対して主張することのできる権利であり、個々の基本的人権を（そのまま）国家に対して強制する執行方法は存在しません。

幾つかの場合において公権力主体を義務付ける訴訟を提起することは可能ですが（行政事件訴訟法 36 条～38 条参照）、この場合においても、基本的人権それ自体が執行力をもつわけではありません。

基本的人権が侵害された場合の損害賠償請求権の本質は、民法 709 条に定める損害賠償請求権と同じものです。

なお、私の理解では、基本的人権に関する憲法学上の「私人間効力」と関連する学説は、訴訟法という観点からは、ほぼ無用・無力です。

（学問の自由があるので）私人間効力説を信じるかどうかは各人の自由です。

しかし、そのような見解に基づいて訴訟物を構成してみたとしても、通常の民事訴訟において勝訴する可能性は常にゼロです。常に時間の浪費と徒労になります。

そのような無用・無力な理論を覚える時間があるのであれば、普通の民事訴訟法の要件事実論を勉強しましょう。

(AI の利用による現代的な問題)

一般に、権利の存在及び権利の行使に関しては偽学説（fake theories or fake philosophy）も存在し得ます。

そのような偽学説の中には特に生成 AI（generative AI）のような AI システムが自動生成したものが存在し得ます。

一般に、現代の最先端の生成 AI システム（GPT アプリ、GPT サービスなど）は、既存の本物の論文のデータを大量に収集・蓄積し、蓄積されたデータの断片から（一定のアルゴリズムによって）適宜組み合わせられた偽論文を自動生成する能力をもっています。

このような場合、当該生成された偽論文が真の論文ではないのに社会全体を混乱させ得るという問題があるということだけではなく、収集・蓄積された論文の一部だけを違法に改変・修正しているという意味で著作権法及び関連条約に定める人格権の侵害をほぼ

常に自動的に組成するという問題もあります。

つまり、GPT のような AI システムは、(他者が権利者となっている知的財産権を自動的に保護する仕組みを組み込んでいない限り)それ自体として、違法な存在となり得ます。

それゆえ、EU をはじめ、世界の主要各国は、AI システムの利用や悪用に伴う法的問題に対処するための新たな立法と取り組んでいます。米国も同様にこの問題と取り組んでおりましたが、トランプ大統領が再来して以降、カオス状態となっていますので、米国においては著作権制度が崩壊しているのかもしれません。

過去に知見や情報が全く存在しなかった分野に関しては、生成 AI システムが学習する対象が存在しないので何も出力されません。

また、当該分野において過去に存在した知見や情報が全て虚偽内容のものであった場合、それを学習した生成 AI システムは、虚偽の回答を出力することしかできません。

これらの問題点に関しては、必要に応じて、この講義の中で何度か触れる予定です。

1.8 情報公開請求によるアクセス権の行使

私人対公権力の場合、公権力主体が管理する情報へのアクセスの権利の行使のための具体的手段は、国、地方公共団体（地方自治体）等の公権力主体を相手方とする情報公開請求が基本となります。

この情報公開請求に関しては、

- (1) 公開請求の法的根拠となる法令が日本国憲法ではないこと、そして、
- (2) 情報公開請求の相手方となる公権力主体の相違によって適用される法令が異なることに注意してください。

例えば、国及びその機関を相手方とする場合には、情報公開法（平成 11 年法律第 42 号）が適用され、地方公共団体（地方自治体）及びその機関を相手方とする場合には当該地方公共団体（地方自治体）の情報公開条例が適用されます。

地方公共団体（地方自治体）の情報公開条例は、情報公開に伴う個人情報保護上の問題に対処するため、個人情報保護条例と一体となって制定されている例が多くなっています。

これらの国の機関または地方公共団体（地方自治体）の機関は、全て行政機関です。

これらの行政機関が保有する情報の公開請求関連の法令は、行政機関に対してのみ適用されます。それゆえ、立法機関である国会が保有する情報には適用されません。

ただし、地方公共団体（地方自治体）の立法機関である地方議会が保有する情報に関しては、個々の情報公開条例によって異なっていることがあり得るので、個別の事案に即して逐次調

査・検討しなければなりません。

他方、裁判所は、日本国憲法に定める唯一の司法機関であり、行政機関ではないので、情報公開法及び情報公開条例が一切適用されません。

情報公開請求以外の法的手段に関しても、基本的には、裁判の秘密（公共の利益の一種）があるため、当事者本人及びその訴訟代理人（民事）または弁護人（刑事）による当該事件の記録へのアクセスの場合を除き、裁判所が保有する情報へのアクセス権が否定されます。

以上を前提とした上で、行政機関が保有する情報の公開請求関連の法令が適用される事案において、（もともと法定の要件を満たさないために情報公開請求が認められない場合や法定の除外事由がある場合などを除き）情報公開請求が拒否または阻害されたときは、行政訴訟（行政処分取消訴訟等）及び国家賠償請求訴訟という方法による問題の解決・救済が基本となります。

情報公開請求を拒否できる理由としては、情報公開法及び情報公開条例に定める諸条件のほか一般的な要件も考えておかなければなりません。

例えば、法律や条例の制定者が具体的な場面を想定していなかった戦争状態、他国からの軍事的侵略行為の状況下にある場合、内戦・内乱状態にある場合、あるいは、（生物化学兵器が使用された場合を含め）ウイルス・細菌によるパンデミックの状況下にある場合には、平時における規範とは異なる規範（戦時の規範を含む。）を適用せざるを得ない場合があります。

そのような場合においては、一般に、「公共の福祉」の概念の中に含めて考えられるかどうかを検討されることになります。

1.9 行政訴訟における問題点

行政訴訟及び国家賠償請求訴訟においては、特定の行政行為が存在することを前提とした上で、当該行政行為が憲法上の基本的人権を侵害する違法・無効なものであるか否かが争点となることがあります。

行政訴訟における立証責任に関しては、公定力及び不可抗力の理論を前提とした法制（行政事件訴訟法）が採用されているので、原告（私人）の側で違法・無効の原因を主張・立証すべきことになります。

しかし、その結果として、原告としての私人の側が著しく不利となることは明らかです。

(法改正は有効な手段か?)

では、特定の行政行為の適法・有効の立証責任を公権力側にのみ負わせる法改正をするとどういうことになるのでしょうか?

発生し得る事態の予測としては、行政活動が混乱して国民生活に深刻な悪影響が生ずることになるでしょう。

それだけではなく、大量の行政事件訴訟をこなすために裁判所の判決手続が極端に簡素化され、(請求認容例が増加するのではなく) 却下または棄却の判決が山のように蓄積されかねません。

そのどちらが良いのかに関しては、論者の政治哲学上の立場によって異なることでしょう。しかし、能力上の大きな制約のある人間によって組織されている行政庁や裁判所のキャパシティを大幅に超える業務量をこなすことを当然の前提とするような方策は、実現可能性がないという意味で、または、弊害が多すぎるという意味で、正当な考え方ではありません。

「人間を全部 AI に置き換えることによって生産性を向上させる」というような単純な考え方は、AI の導入によってもたらされる単調化の結果、人間に固有の多角的な視野や意見による補正や軌道修正の機会の喪失によって、AI システムに必須の電源が自然災害等によって喪失することによる全ての仕事の停止というリスクによって、AI システムや関連機器の維持管理及び更新のための費用増加によって、臨機に対応が可能な人間の解雇や自主退職のために、AI システムなしでも組織の機能を維持することが不可能となることによって、当該組織の将来耐性 (社会環境の変動への適応力) や事業継続性または危機対応能力 (回復力) を根底から破壊することとなると考えられます。

一般に、理想論は理想論に過ぎず、空理空論に終わることが普通なので、現実を踏まえた議論をすべきです。

2 EU 法を素材とする法へのアクセスの検討

2.1 情報源

EU の「法へのアクセス報告書」及び「デジタル権利宣言」を説明用の素材として「法へのアクセス」の概念を理解するための授業を進めます。これらの文書の参考訳の URL は、既に説明しました。

日本国においては、EU の「法へのアクセス報告書」及び「デジタル権利宣言」と均等または類似の内容の法令及び公式文書は存在しません。それゆえ、EU と日本国とでは国情が異なるとはいえ、「法へのアクセス報告書」及び「デジタル権利宣言」を学ぶことには価値があります。

2.2 基礎となる法哲学

EU は、基本条約 (TEU 及び TFEU) によって、民主主義を基本的な価値として採用しています。

EU における民主主義や平等主義のような基本原理は、法哲学及び憲法学における自然権説を基礎とするものではなく、ジョン・ロック (John Locke) の社会契約説を基礎とするものです。

それゆえ、EU においては、EU の基本条約と基本権憲章 (the Charter) によってこれらの基本原理が定められる必要性があるのです。

一般に、完全な自然権は合意 (社会契約) と文書化を必要としませんが、EU においてはそのような考え方 (法哲学) は採用されていません。

民主主義及び自由主義という政治哲学を基礎とする法治主義及びそこから導出される派生的な基本原理である罪刑法定主義もまた、EU が採用している基本原理の重要部分を構成しています。

EU における「法治主義」または「法の支配 (rule of law)」は、基本原理としての民主主義及び自由主義を基礎とするものです。

それゆえ、EU の市民 (=EU の構成国の国籍をもつ者) は、民主主義及び自由主義に基づき、基本的な人権の一部として、「EU においては何が法であるのか」を知るために法情報にアクセスする権利をもちます。

この法情報へのアクセスの権利は、自由主義を基礎とする罪刑法定主義の根幹部分を形成するものです。

法情報へのアクセス権が肯定されない場合、罪刑法定主義も成立しません。

また、この権利に基づき、既存の法情報にアクセスすることによって、現行法の問題点や改善すべき点を知り、民主的な過程を経て新規立法の提案や既存の条項の改正提案を実現できることになります。

ここで付言しておく、一般に、形式的な意味での「法治主義」は、独裁国家においても存在することがあり得ます。この点に関しては、古代中国における「法家」の思想を知ることが考えるためのヒントとなります。

しかし、独裁国家においては、「支配の手段として法という道具 (tool) を用いる」という意味においてのみ「法治主義」の概念が使用されます。独裁国家においては、それ以外の (自由主義的を基礎とする) 解釈や批判は一切許されません。

民主主義の国家においても、国家指導者が独断的かつ強力な権限をもつ場合には同じになります。

2.3 法へのアクセス報告書

EU の「法へのアクセス報告書」は、EU における法情報へのアクセスの法哲学上の基礎を説明し、基本的な仕組みと利用方法の解説を提供する文書です。

「法へのアクセス報告書」は、法情報へのアクセスの重要性を理解するための公式文書としては、現時点において最も優れたものだと評価しています。

それと同時に、法へのアクセスという理念を実現し、一般市民が利用可能な平易な社会制度として実装・運用・評価・改善するために、EU 及びその構成国がどのような具体的方策を考え、実施しているのかを理解するためにも、非常に重要な文書です。

加えて、「法へのアクセス報告書」には、実装・運用されている既存の仕組みに欠陥があるとの評価が得られたときには「改善」ではなく「破棄」を選択し、別の新たな仕組みを構築・導入するための方策も含まれています。

ここでいう「破棄」とは既存の記憶の消去と同じ現象を意味します。EU においては、単純素朴な改善主義は採用されていません。一般に、単純素朴な改善主義だけでは、パラダイムシフトが全く発生しません。

(文書それ自体としての「法へのアクセス報告書」の解説)

EU の公文書としての「法へのアクセス報告書」それ自体に関しては、「法へのアクセス報告書」の参考訳・改訂版の冒頭部分にまとめてありますので、それを読み、理解してください。

この講義においては、指示された関連資料等を読み、理解していることを前提に授業を進めます。講義の中で指示された関連資料等を受講生が読むことは、「推奨」ではなく、この講義の内容を理解するための必須の要件です。

(民主主義から直接に派生するものとしての法へのアクセスの権利)

「法へのアクセス報告書」は、私人対公権力主体との関係において、民主主義という政治哲学から派生する基本的な権利の 1 つとして、「法へのアクセスの権利がある」ということを必須の前提として構成されています。

また EU のオープンデータ指令(EU) 2019/1024 (OJ L 172, 26.6.2019, p. 56–83) の前文(43)は、「(政治過程と関連するものだけではなく、司法過程及び行政過程と関連するものについても) 公的部門が保有する文書全部を原則として公衆が利用できるようにすること

は、民主主義の基本原則の一つである基本的な知識を得る権利の拡大の基本的な道具である」、「その目標は、地域、国内または国際の全てのレベルにある文書に対して適用され得る」と述べています。

ここでもまた、情報公開請求権そして法情報へのアクセスの権利が「民主主義から直接に派生する権利だということ」が明確に示されているということを認識・理解することができます。

日本国の最高裁判例も同じ見解を採用しています（後述）。

2. 4 デジタル権利宣言

EU における権利章典は、基本権憲章（the Charter of Fundamental Rights of the European Union of 7 December 2000）です。

この基本権憲章は、欧州連合条約（TEU）の第 6 条第 1 項により、EU の基本条約と同等の価値をもつものとして法的に位置づけられています。

基本権憲章の中にはデジタル社会と関連する条項も含まれています。例えば、個人データ保護の権利（第 8 条）、表現の自由及び情報伝達の自由（第 11 条）がそれに該当します。

しかし、EU の基本権憲章は、2007 年に一部改正されているとはいえ、現代のデジタル環境やネット環境を前提とする権利章典ではありません。

そこで、2023 年 1 月 23 日、インターネットに代表される情報化社会とデジタル経済に適合するために EU の基本権憲章を補完する権利章典として「デジタルの権利及び基本原則に関する欧州宣言（2023/C 23/01）」（デジタル権利宣言）が採択されました。

日本国の国会及び政府並びに関連法学分野においては、EU のデジタル権利宣言と同じような立法提案（＝日本国憲法の一部改正提案）の動きは全く存在しませんし、法学者やマスコミもほぼ無関心というような状況下にあるので、日本国の現況と EU の動向とを比較すると雲泥の差があると断言できます。

デジタル権利宣言の最大の特質は、「人間中心主義」です。

デジタル権利宣言の第 I 章は、「人々は、欧州連合のデジタル変革の中心にある。技術は、EU 域内で生活する全ての人々に奉仕し、かつ、全ての人々が受益すべきであり、かつ、人々の基本的な権利を全面的に防護及び尊重して、人々の願望を追求するための力を人々に対して与えるべきである」と宣言した上で、EU の市民（Citizens）に対し、

(a) 全ての人々を受益させ、かつ、EU 域内に居住する全ての人々の生活を向上させるデジ

- タル変革のための民主的な枠組みを強化すること,
- (b) EU の価値及び EU 法によって認められた個人の権利がオンライン及びオフラインで尊重されることを確保するために必要となる措置を講ずること,
 - (c) デジタル環境における公的な及び民間の全ての関係者による責任ある勤勉な行動を育成し, 確保すること,
 - (d) 国際的な関係においても, デジタル変革のこの構想を能動的に促進すること
- を確約しています。

デジタル権利宣言の第 I 章で宣言されている人間中心主義は, 人工知能 (AI) との関係においても EU の基本原理として適用されます。

より細かな宣言はデジタル権利宣言の第 III 章にあります。

デジタル権利宣言のパラグラフ 22 は, デジタル時代における思考能力の育成を補助するためにデジタル技術が使用されるべきだという考え方(政策論)を基礎として,

- (a) 全ての児童及び若い人々に対し, 能動的, 安全にデジタル環境を航行し, 参加するため, そして, 事前に説明を受けた上で選択を行うため, メディアリテラシ及び批判的な思考を含め, 必要な技能及び能力を獲得する機会を提供すること,
 - (b) 年齢に相応しくかつ安全なデジタル環境における児童及び若い人々の能動的な経験を増進すること,
 - (c) 危険で違法なコンテンツ, オンラインの搾取, 洗脳及び虐待に抗して, 全ての児童及び若い人々を保護すること, 並びに, 犯罪を実行するためまたは犯罪を容易にするためにデジタル空間が利用されることを防止すること,
 - (d) とりわけ, 商業上の目的のための違法なトラッキング, プロファイリング及びターゲティングに抗して, 全ての児童及び若い人々を保護すること,
 - (e) 児童及び若い人々と関係するデジタル政策の発展において, 児童及び若い人々を関与させること
- を確約しています。

デジタル権利宣言のパラグラフ 19 は, デジタル遺産に関し, 「全ての人は, 当該の者のデジタル遺産を決定できるべきであり, かつ, 当該の者の死後, 当該の者の個人アカウント及び当該の者と関係する情報がどのようになるのかを決定できるべきである」と述べています。これは, 生存中におけるデータ可搬性の原則(GDPR 参照)だけではなく, データ主体の死後におけるデジタルの相続財産(デジタルコンテンツなど)の処分に関しても生前における本人関与を法的に強化すべきことを述べているものと理解できます。

以上, デジタル権利宣言の中で注目すべき点の中から幾つかの点を紹介しました。

この講義で紹介しているデジタル権利宣言の内容はごく一部に過ぎません。

しかし、それだけでも、日本国内の浮薄な評論家や自称 ICT 専門家等が述べているような意味での「DX」や「ソフトロー」なるものがいかに欺瞞的で軽率で有害なものであるかを理解するための助けとすることができます。

AI と関連する技術及びその応用である製品やサービスに関して、世界で通用する製品開発と流通を目指すのであれば、主要各国における安全確保(safeguards)の要件を完全に充足する製品開発と流通を厳守すべきです。

そのような安全確保の要件を定める法令の条項(法情報)へのアクセスは、現代世界におけるデジタル経済を生き抜く上で必須です。

工業製品及び工業サービスに関しては、技術標準(industrial standards)も極めて重要です。目下、ISO などの国際機関では、EU の関連法案に沿って、製品やサービスの安全確保のための技術標準(工業規格)の制定作業が強力に進められています。

技術標準(工業規格)に関する情報は純粋な意味での法情報ではありませんが、その情報へのアクセスも不可欠です。

2.5 人工知能技術(AI)の応用可能性との関係

「法へのアクセス報告書」のパラグラフ 15 及び 16 に書かれていること及びデジタル権利宣言の第 III 章で宣言されていることは、今後の人工知能 (AI) の研究・開発においても重要な事柄を大量に含んでいます。

生成 AI の分野においては、疑似的なものにせよ、意味論 (semantics) の領域に踏み込んだ研究が盛んに行われてきました。

しかしながら、一般に、機械処理によって意味論を完全にカバーすることは、本質的に無理なことです。

とはいえ、意味論的な機能を支援するレベルのシステムを構築することは可能です。

その場面において重要なことは、「意味」それ自体が三次元的な立体構造をもっており、しかも、それが信号の受信者によって少しずつ異なっているという事実を直視することです。

このような事実を直視したときに重要になるのは、

- (1) 意味の標準的な階層構造をデータ化すること、
- (2) 意味の解説書を添付すること、そして、
- (3) それらが自動処理に適した統一的な表現形式をもっていることです。

無論、真の意味での意味論は、受信者に決定権があることであり、その意味で常に恣意的な

存在なので、システムによって予め確定することはできません。つまり、予め手順をコンピュータプログラムとして書くことも AI モデルを生成することもできません。

しかし、受信者は、システムのデータ構造を解析することによって標準的な構造理解を得ることができ、自分自身の中にあるデータ構造との差分 (difference) を算出して、より深い理解へと進むことができます。

データ構造が標準化されていなければ、そのような解析作業は困難を極めます。

一般に、意味論に関しては、プラトン以来の法哲学上の膨大な知見の蓄積があります。

大学生の間に過去の関連書籍を全部読むことは不可能です。

現時点で最小限のものとして習得すべき分野を絞るとすれば、少なくとも、認識論と情報論を正確に理解・咀嚼するため、基本的な文献を一通り読むことが大事です。意欲のある受講生は、下記の書籍を読んでみてください。

エルンスト・カッシーラー (山本義隆訳)『現代物理学における決定論と非決定論【改訂新版】』(みすず書房, 2019 年)

ウンベルト・エコ (谷口伊兵衛訳)『記号論入門—記号概念の歴史と分析—』(而立書房, 1997 年)

人工知能技術の応用は、非常に多種多様な分野で行われることになるかと予測されていますし、既にそうなりつつあります。

工場や研究施設のような場所だけではなく、一般企業の様々な審査実務等の中でも AI 技術の応用が進んでいます。

そこで問題となるのは、AI による自動化された個人データ処理とそれを基礎とするプロファイリングによって人間が大きな不利益を受けることになるのではないかという点です。

EU の立法者は、そのような事柄に関して真剣に注意を払ってきました。プロファイリングに関しては、EU の一般個人データ保護規則 (GDPR) によって (本人の同意がある場合のような例外を除き) 基本的に禁止とされています。日本国では、この点に関する認識が明確ではありません。

しかし、EU の規則(EU) 2024/1689 (人工知能法) は、プロファイリングを基礎とする AI による自動判定のような場合に関し、既に確立されている個人データ保護のための法制枠組みを堅持すべきことを定めています。

そのことを明確かつ十分に理解しないで AI 応用アプリ等を製作し、EU 域内に輸出しようとしても、域内における取引が禁止され、悪質な場合には巨額の制裁金が科されることになる危険性があります。

既存の個人データ保護法制との関係に関して、EU の規則(EU) 2024/1689 (人工知能法) の前文(10)は、「個人データの保護の基本的な権利は、とりわけ、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/679 及び規則(EU) 2018/1725 並びに欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680 によって安全確保されている。欧州議会及び理事会の指令 2002/58/EC は、端末機器内に個人データ及び非個人データを記録保存するための条件または端末機器からアクセスするための条件を提供するという方法による場合を含め、私生活及び通信の秘密を付加的に保護する。それらの欧州連合の法行為は、データセットが個人データ及び非個人データの混合を包含している場合を含め、持続的かつ責任あるデータ処理のための基礎を提供する。この規則は、それらの法律文書の遵守を監視する職務権限のある独立の監督機関の職務及び権限を含め、個人データの処理を規律する現行の欧州連合法の適用に対して影響を与えることを求めている」と述べています。

規則(EU) 2024/1689 (人工知能法) [前文の参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No57.pdf

要するに、EU における AI と関連する最新の法制の動向を正確に知るためには個々の法令をつまみ食いの的に読むだけでは全く歯がたちません。関連法令の全文を完全に理解する必要があります。

それだけではなく、当該法令の中で緊密に関連する法令として参照されている法令があるときは、その法令の規範内容も全部理解する必要があります。

2. 6 アクセス権の法的根拠に関する最高裁判例

法哲学及び法思想史のレベルでは、アクセス権の存否、性質、法的根拠等に関し、諸説あり得ます。

この点に関し、最高裁平成 13 年 3 月 27 日判決民集 55 巻 2 号 530 頁は、アクセス権が「国民主権から派生するものだ」という法解釈を前提として判決理由を構成しています。

ただし、その判決理由中で「知る権利」に言及している部分は、理論的には、英米法(コモン・ロー)の理論における傍論(*obiter dictum*)に属するものです。

日本国の法秩序は、コモン・ローを採用しているわけではありません。しかし、判決理由の構成要素を論理的に解析すると、日本国の裁判所の判決理由であっても、コモン・ロー諸国の裁判所の判決理由と同様、判決理由の本質的部分(*ratio decidendi*)と傍論(*obiter dictum*)の部分とに分けて理解することが可能です。

判決理由は、論理の組み合わせによって正当化根拠を提示するための構造物として認識されます。そのような認識を前提とする場合、論理そのものの必然として、本質的部分と傍論の部分とが

生ずることがあり得ます。

そして、法制史の観点からすれば、日本国においては、西欧流の裁判の組織と手法を明治維新後に導入・継受した結果、現在の裁判制度が成立しているので、日本国の裁判所において使用される論理の中には(コモン・ローの領域のものであるかどうかとは関係なく)本質的部分と傍論の部分とを含めて判決理由を構成するという手法(レトリックの一種)が存在しています。

判決理由中の本質的部分と傍論の部分に関し、以上のような理解を前提とした上で、本質的部分と傍論の部分とを識別するための方法は、一般に、比較的単純なものです。

傍論の部分は、その部分を全部削除しても判決理由が成立します。

狭義の判決理由の部分(本質的部分)は、その部分を削除すると判決理由が成立しません。

それゆえ、ある部分が傍論であるかどうかを知るためには、その部分を削除した判決理由文を作成してみた上で、論旨一貫しているかどうかを検討すれば良いということになるはずで、適切な素材となる判決を選択した上で、その判決理由を素材として、試してみてください。

なお、日本国における「判例」の概念を理解するためには、中野次雄編『判例とその読み方(三訂版)』(有斐閣・2009 年)が現時点においてもベストの参考書です。

法情報学 I 第3回講義案

法情報の提供

(2025 年 4 月 28 日開講)

明治大学法学部教授

夏 井 高 人

1 総説

第3回の講義内容は、様々な法情報主体の中でも国及びその機関からの法情報の提供を中心とするものです。

法情報の提供主体とその利用者との間の一般的な関係は、法情報提供者としての国及びその機関と法情報受領者としての国民との間でも成立します。

法情報の提供主体とは、当該法情報を保有・管理している個人または組織等のことを指します。

一般原則として、法情報の適用主体は、国またはその機関に限定されませんが、第3回の講義では、日本国の政府機関等が法情報の提供主体である場合に限定して、重要なポイントを説明します。

第3回の講義では、私人が法情報主体である場合に関しては、説明しません。国民や地方自治体の住民のような法情報の利用者 (user) からの法情報へのアクセス、または、法令の適用を受ける者からの法情報へのアクセス及び入手に関しては、後の回に説明します。

1.1 法情報の提供主体

法情報 (legal information または law information) の提供主体 (providing entity) とは、法情報の提供を①主たる任務もしくは職務とし、または、②重要な従たる任務もしくは職務とする組織 (organization) または個人 (person) のことを意味します。

法情報の生成主体 (producing entity) または立法主体 (enacting entity) とは、法情報の生成または立法を①主たる任務もしくは職務とし、または、②重要な従たる任務もしくは職務とする組織または個人のことを意味します。

立法を主たる任務とする組織の例としては、日本国においては、国会 (衆議院及び参議院) をあげることができます。国会 (衆議院及び参議院) は、従たる任務または職務として、裁判官の弾劾裁判等の職務も遂行します。

一般に、法情報の生成主体は、法情報の提供主体でもあるのですが、常に一致しているとは限りません。それゆえ、重要な法情報の提供主体または提供の場に関する参考情報 (reference information) をもっていることは、非常に重要かつ有用なことです。

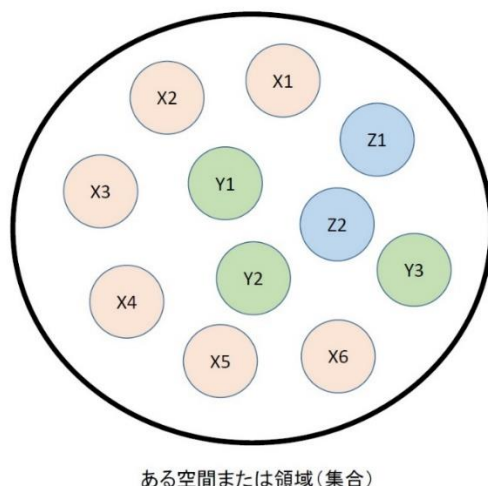


図 1

図 1 において、この集合が法情報の提供主体全てを包含する集合だと仮定します。ただし、法情報提供主体が個人である場合を除いています。X、Y 及び Z は、この法情報提供主体という集合を構成する内容 (component) を示します。

図 1 において、X は、国及びその機関が法情報提供主体である場合 (= 国及びその機関という属性 (attribute) をもつ構成要素 (element) ・ただし、国営または公営の大学等の教育機関を除く)、Y は、大学等の教育機関が法情報提供主体である場合 (= 大学等の教育機関という属性をもつ構成要素)、Z は、X 及び Y 以外の民間企業または私的団体である場合 (= X 及び Y 以外の民間企業または私的団体等という属性をもつ構成要素) を示すものと仮定します。

1. 2 法情報の「put」と「get」の意味

この講義においては、「put」とは、法情報提供主体が法情報を (何らかの経路を介して) 「put」することを意味します。

その場合、法情報の利用者は、「put」された情報を利用するので、何も「put」されていなければ何も利用できず、何らかの情報が提供されるまで待つしかありません。そのため、「put」の形態による法情報利用ばかりに慣れると、「指示待ち人間」になってしまいます。

この講義においては、法情報の「get」は、法情報の個々の利用者が、積極的に当該情報を「get」することを意味します。

この「get」は、(1)既に提供（公表）されている情報を入手する場合、及び、(2)まだ提供（公表）されていない情報を請求等によって入手する場合の両者を含みます。情報を実際に入手するのに先立ち、法情報検索や法情報調査により、目的となる法情報の存否等が確認されるのが普通です。

一般に、「put」で提供された情報であっても、その存在及び所在場所の情報の全てがデータセットとして提供されているとは限りません。そのような場合、「put」で提供された情報についても、個々の法情報利用者の「get」により、当該情報が存在する（または、当該情報が存在しない）という情報及び所在場所の情報を積極的に入手しようとしなければ、「get」しようとする個々の法情報利用者にとって、当該情報が存在しないのと同じことになります。

法情報提供主体の属性や機能に関する情報を得ること、その情報に基づき、当該情報提供主体の属性や機能を理解することも重要なことです。

今回の授業内容は、主として、法情報主体からの法情報の提供（put）を中心とするものです。国民や地方自治体の住民のような法情報の利用者（user）または法令の適用を受ける者からの法情報へのアクセス及び入手（get）に関しては既に第2回において一般的な概念を説明しましたが、後の回に更に説明します。

2 国法の法情報

2.1 法の制定権限

日本国における国家としての統治組織の基本構造を定める現行の最高法規は、日本国憲法です。換言すると、日本国憲法は、日本国における国家としての統治組織の基本構造に関する情報の情報源となっています。

規範の淵源という意味では、日本国憲法は、日本国における国家としての統治組織の基本構造を定める法規範の法源（Rechtsquelle）の1つだと言えます。

このように、法規範が複数存在する場合、その法規範の総体は、ランダムに存在するのではなく、最上位の規範から末端の規範まで途切れのない階層構造（hierarchy）をもっています。換言すると、下位の法規範は、上位の法規範の法的効力に依拠しています。そのような依拠関係を辿ると、最上位の法規範である日本国憲法の関連各条項に到達します。

最上位の法規範としての日本国憲法の関連各条項の適法性は、更に上位の規範が存在しないので、自己宣言的なものだと考えるしかありません。

そのような自己宣言的な各条項の正当性は、自己宣言であるがゆえに、当該各条項それ自体によっては証明不可能です。このことは、全ての実定法について通有することです。

ここで述べたような意味での最上位の法規範の総体としての日本国憲法の正当性もまた、日本国憲法それ自体では証明不可能なことで、一般的には、「政治学上の問題であり、法学上の問題ではない」と解されています（清宮四郎『憲法 I—統治の機構—』（有斐閣・1979）参照）。

日本国憲法において採用され、その政治哲学上の基盤となっている基本的な価値観は、日本国憲法の前文の中に示されています。

日本国憲法の前文は、①国民主権、②代表民主制、③平和主義及び④他国の国家主権の尊重という政治哲学上の諸原則を宣言しています。

これらの諸原則と反しない範囲内で、日本国憲法 96 条に定める改正を行うことができます。

しかし、これらの諸原則に反する場合には、自己矛盾となってしまうので、同条に定める改正手続により最上位の法規範である日本国憲法のいずれかの条項を改正することはできません。また、日本国憲法 96 条に定める改正手続による場合を除き、日本国憲法の各条項の有効性を争うこともできません。

国連のような国際機関の決議や宣言は、日本国以外の主権国家の意見の多数を反映するものだと認識・理解可能な限り、他国の国家主権を尊重するという政治哲学上の基本原則からの派生として、日本国においてもやはり尊重されるべきものであることになります。

理論としての国際法の領域では、国連の決議や宣言の拘束力や強制力等について検討し、関連研究者各自の見解が示されます。学問の自由（日本国憲法 23 条）が保障されている以上、どのような見解を提示するのも基本的に自由です。しかし、それは、個々の国際法学者の過去の思考結果を示す符号列に過ぎません。

他方で、日本国憲法の解釈論としては、日本国憲法の前文は、他国の国家主権の尊重だけを掲げており、国連のような国際機関の決議や宣言に服従するという基本原則を採用しているとは言えません。尊重するだけです。日本国憲法 98 条 2 項は、国連に加盟するための条約を含め、条約全般の法的拘束力に関し、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めており、日本国憲法の前文に示された政治哲学と一致しています。すなわち、尊重するだけなので、条約に対して絶対的な拘束力または優位性を認めることは、少なくとも日本国憲法の統治組織の下においては、認められません。条約に対して絶対的な拘束力または優位性を認めることは、政治哲学上では、日本国の国家主権の破壊と同義になります。

その結果、日本国憲法の解釈論と国際法の理論との間に齟齬が生じることがあり得ます。その齟齬は、単なる見解の相違の一種に過ぎず、どちらか一方を優先すべきだという一般原則も存在しません。この点において、EU における統治の基本原理は、本質的に異なるものとなっており、国連と

いうよりはアメリカ合衆国の統治原理・統治構造に近いものです。

この講義は EU 法の講義ではないので、この点に関しては示唆を提供するだけとし、詳論は避けます。

なお、日本国が締結した条約を国内法として実装 (implement) するための国内法が制定された場合には別の考察を必要とします。このような場合、条約を国内法として実装するための法律は、日本国の法令の一部となりますから、通常の法解釈を行うことになります。

日本国憲法の前文に定める政治哲学の全部または一部と矛盾する政治哲学を基盤とする新たな国家体制を構築しようとするときは、日本国憲法 96 条に定める憲法改正手続によることはできず、現行の日本国憲法の廃止と新たな憲法の制定によることになります。

以上に述べたことから、法解釈学としての法学は、日本国憲法の前文において宣言されている政治哲学が正しいという前提で構築されなければならないということになります。

日本国憲法の前文に示されている政治哲学上の基本原則は、それ自体としては法規範ではないので、法規としての強制執行の方法也没有ありません。

仮に特定の政治哲学を強制執行可能であるとすれば、日本国憲法 19 条に定める「思想及び良心の自由」及び日本国憲法 23 条に定める「学問の自由」と矛盾する結果となります。場合によっては、日本国憲法 20 条 2 項に定める「宗教を強制されない自由」に反する結果となることもあり得ます。

それゆえ、日本国憲法の前文に定める政治哲学上の基本原則を法規範の一種であると理解することは誤りだということになります。その意味で、これらの政治哲学上の基本原則は、法源の一種でもありません。

日本国憲法の前文に定める政治哲学上の基本原則は、法解釈上の解釈指針または判断基準としては、機能しています。

なぜならば、例えば、裁判官は、通常の形式論的な法解釈及び法適用だけではなく、様々な利益衡量を踏まえた判断をしなければならないことが多々あり、そのような場合には、法規範ではない基本原則も考慮に入れた上で、全体として整合性のとれた価値判断をしなければならないからです。

下位の法規範が上位の法規範との関係で実質的にみて依拠関係を肯定できないような場合、当該下位の法規範は、依拠すべき上位の法規範との関係で無効ということになります。

順次辿って最上位の法規範である日本国憲法の条項との関係で無効と判断すべき場合、そのような無効の状態のことを一般に憲法違反と呼称しています。

つまり、「憲法違反」とは、そのような法規範としての正当性の依拠関係が存在しない場合の事象の総体を示す概念です。

当該下位の法規範が無効であるか否かを最終的に判定する権限は、裁判所のみにあります。

日本国憲法 81 条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定めています。「終審裁判所」ですので、「憲法違反」が主張されている訴訟においては、最高裁に上告する途が必ず用意されていなければなりません。

2. 2 法の制定権者としての国の本質

法の制定権者としての国の本質に関しては、政治学上の基本思想の相違により、様々な見解が存在しています。

しかし、どのような政治学上の基本思想に立脚するにせよ、法情報の提供主体が国またはその機関である場合、法情報の提供主体としての国またはその機関を理解するためには、その構成要素である国それ自体及び国家統治の本質に関する基本的な理解が必須となります。

一般に、法学においては、所与の前提として「国」の概念を用います。

学術としての「国（主権国家）」の本質及び構成要素それ自体を考究するのは、政治学の範疇に属します。

換言すると、法学は、政治学の基本的な部分を既に習得していることを必須の前提として構築されている学術体系であると言えます。

特に、憲法学における「国」の概念の理解は、政治学上の「国」の概念を完全に理解していることを当然の前提としています。

2. 3 国の立法権及び執行権の本質と関連する基本概念

「国」の本質に関しては、多種多様な学説がありますが、一般的には、「国」の本質に関し、政治学上の「主権国家」に限定した上で、その基本的な構成要素を(a)領土、(b)国民及び(c)実効支配の 3 つの要素でとらえる立場が普通です。

このように考える立場を前提とした上で、法情報学における諸概念を理解するために必要な範囲内で、国の立法権及び執行権の本質と関連する基本概念を説明しておきます。なお、ここで述べることは私が理解している内容なので、別の見解もあり得ます。

2. 3. 1 実効支配

特定の国が実効支配していない場所においては、その国の法の執行（強制）は不可能です。

一般に、実効支配の正当化事由は、大概の場合、支配者（支配グループ）の主観的な願望の

ようなものに過ぎません。このことは、侵略者側の正当化事由の主張でも同じです。そして、このことは、「主観的な願望という意味での正当化事由を考究してもあまり実益がないかもしれない」ということも示しています。その本質は、単なる欲望または説明のための理屈に過ぎないからです。結局のところ、実効支配の正当化事由は、「現実の実効支配している」という事実状態によって自己証明されているというしかないでしょう。

ここでいう「実効支配」とは、ある国の領土を侵略しようとする者や国土の支配を奪おうとする者に対して「当該国の統治組織に属する警察力及び軍事力を行使して物理的に排除できること」、すなわち、「領土内においては、当該国の統治組織に属する警察力及び軍事力をいつでも行使できる」ということと同義です。

このように事実状態を正当性根拠として理解する見解は、政治学上の「実力説」と呼ばれる考え方の一部を構成します。

ところで、国の実効支配のため警察力や軍事力は、当該国の国民の中の誰かによって担当されているまたは実施されているとは限りません。

例えば、古くから続くパチカンの衛兵（傭兵（mercenary））の例があります。パチカンの傭兵は、現在ではスイス連邦の一部となっている小国家から出稼ぎ労働者（衛兵）として雇用された兵隊でした。

フランスの旧植民地諸国においては、フランス共和国の国民ではない外国人の傭兵が使役されましたし、現在でもフランスの外人部隊が存在します。

欧州の中世の騎士団と呼ばれる軍隊の中には、傭兵の一種として理解できる余地のあるようなタイプの集団が存在します。塩野七生氏の歴史小説作品の中には、そのような要素を着想の中に組み入れたものがあります。

一般に、古代中国の軍団や古代～中世の欧州における騎士団のような武装した集団は、屯田（進駐先の特定の地理的場所に柵・堀・土塁等を構築し、住居を建設して駐屯し、耕作により自前で食糧を獲得し、冶金により自前で武器を調達すること）により、独自の領地をもちます。

このような要素を重視すると、それらの中国や欧州の例が、日本国の古代における朝廷の命に基づく軍事侵攻・屯田支配と類似する側面をもつことを理解できます。この点に関する私見は、夏井高人『艸—財産権としての植物(1)—』法律論叢 87 巻 2-3 号 207～243 頁（2014 年）の中で述べました。

政治学上または政治哲学上の理想論と生の事実とを同視することなく、現実の具体的な事実及び確実な証拠によって証明可能な過去の事実を踏まえた上で、国及びその統治に関する政

治学上の基本概念を理解することが大事です。

2. 3. 2 法治主義

法制度は、国家統治のための手段の 1 つです。国家統治のための手段として法制度を用いることまたはそのような方式のことを「法治主義」と呼びます。

ただし、「法治主義」は、国家統治の方式または形式を示す大義名分のようなものなので、その本質をみた場合、民主主義の国家における「法治主義」と独裁主義の国家における「法治主義」とは、実質的に異なる要素をもちます。

2. 3. 3 法実証主義

法治主義における実定法の理論体系は、階層構造をもっています。このような規範の相互依存関係または階層構造を重視する法哲学上の学説として、ハンス・ケルゼン (Hans Kelsen (1881~1973)) の規範説 (法実証主義) があります。

規範の淵源という意味では、日本国憲法は、日本国における国家としての統治組織の基本構造を定める法規範の法源 (Rechtsquelle) の 1 つだと言えます。

日本国憲法に定める関連各条項を最上位の規範とし、それら条項の規範としての法的効力に基づき、順次、下位規範の法的正当性根拠が与えられます。

憲法学においてのみならず、ハンス・ケルゼンの法実証主義に関する知識・理解を欠いていると、実体法と手続法の相互関係に関する構造的な理解を正しく得ることができません。

3 国の機関から提供される法情報の類別

国の機関から提供される法情報は、その属性 (attribute) により、幾つかの類型に分類することが可能です。

事実要素 (facts) である法情報、法解釈 (interpretation) である法情報及び参考情報 (reference) である法情報に分類した上で、それぞれについて要点を説明します。

3. 1 事実要素(facts)である法情報

法情報を事実要素 (facts) としてとらえるということは、法規範の内容を示す文字列 (符

号列) 等が存在する場合において、そのような文字列 (符号列) を文字列 (符号列) そのものとして認識することを意味します。

例えば、六法全書や法令データベースに収録されている法令の条文を文字として認識できる段階、または、判例集や判例データベースに収録されている裁判例の内容を文字として認識できる段階を意味します。

この段階では、「視覚 (または、視力障害者等の場合には点字等に触ることによる触覚) による対象認識がある」というだけです。その文字列 (符号列) が指している意味内容を獲得できている段階ではありません。

文字列を暗記しているというだけでは何の応用力も発揮できません。法概念としての意味内容を理解することが大事なのですが、それは、(b)の法解釈の段階を経ないと獲得できないものです。

一般に、法律 (Act) という法形式をとっている制定法 (statutes または written law) の情報を例にとってみると、法律の内容それ自体 (法律の名称・法律の番号・法律の内容である条項など) は、事実要素 (facts) である法情報として認識・理解することが可能です。

ここで述べていることは、法律という法形式をとる制定法以外の規則や命令のような形式をとる制定法の場合も同じです。

ただし、同じ「規則」や「命令」という語 (文字列) を用いて表現されている法規範であっても、その機能や属性を検討してみると、異なる種類に分類可能なものが混在しているということを知ることができます。

* 規則

「規則」の中には異なる種類のものがあります。

例えば、衆議院規則 (昭和 22 年 6 月 28 日議決) は、本質的には衆議院内部の規律を定める内部的な規範の一種ですので、純粋に衆議院議員だけに対して法的拘束力のある部分は、内部的な合意 (agreement) の一種であると理解できます。

しかし、衆議院規則は、衆議院議員ではない国会職員に対して法的拘束力のある部分を含み、また、国会傍聴者や報道関係者のような衆議院議員でも国会職員でもない者に対して法的拘束力のある部分 (衆議院規則 208 条～210 条、221 条～232 条) も含んでいます。特に後者は、衆議院内の秩序の維持を目的とするもので、逮捕や退場命令等の強制力の行使・執行と関連する条項が含まれています。

そのことから、衆議院規則中の衆議院議員以外の者に対して法的拘束力をもつ部分は、合意の当事者のみに対して拘束力のある合意 (agreement) ではなく、法規範の一種としての規則 (Rule) の一種だと考えられます。このことは、参議院規則 (昭和 22 年 6 月 28 日議決) でも同じです。

他方、国会が立法する法規範の中で「規則」という法形式をとり、その適用対象になっている国民に対して直接に法的拘束力をもつものがあります。この場合の規則は、上述の衆議院規則や参議院規則のように本来的には合意 (agreement) の一種であるものとは本質的に異なります。

このように「規則」という名称をもちながら、本質的には合意 (agreement) である規則 (Rule) と純然たる法規範の一種である規則 (Regulation) とがあるという状態は、識別子という観点からは、同音異義語と同じだと理解できます。

* 命令

国の機関は、法律に基づき、または、法律の委任により、命令を定めることができます。

内閣府に関しては、内閣府設置法 7 条 3 項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と定めています。この場合、命令の制定権者は、内閣総理大臣になります。

国家行政組織法が定める国の機関に関しては、同法 12 条 1 項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と定めています。この場合、命令の制定権は、各省大臣になります。

類似の発令権限を定める法令は、他にも多数あります。

また、省だけではなく、委員会や庁にも発令権限を与える法令が多数あります。例えば、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (独占禁止法) 11 条 1 項 6 号に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第 1 項第 6 号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則 (平成 14 年公正取引委員会規則第 8 号) が定められ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 548 号) の関連各条項に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則 (平成 29 年 3 月 31 日個人情報保護委員会規則第 1 号) が定められています。

これらの委員会が制定する規則もまた、適用対象となる国民に対して直接の法的拘束力をもつ法規範の一種ですので、「regulation」の一種です。

他方、命令の中にも異なる属性をもつものが含まれます。

基本的に適用対象である国民に対して直接の法的拘束力をもつ命令 (ordinance) は、法律 (Act) と同じような属性をもつ法規範の一種として認識・理解可能です。ただ、通常は、法律の定めに基づいて命令が制定され、または、法律の委任によって命令が制定されるものであることから、一般に、

命令は、法律よりも下位の法規範であると理解されています。

一般に、命令は、その発令者を識別できるようにするため、発令者となる国の機関毎に異なる名称を付すこととされています。

例えば、政府が発令者である命令の場合は「政令」、財務省が発令者である命令の場合には「財務省令」(例：日本銀行の本邦外における国庫金の特別取扱いに関する省令(平成 19 年財務省令第 32 号))、総務省が発令者である命令の場合には「総務省令」(例：特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令(平成 21 年総務省令第 85 号))等々という具合になります。

事実要素 (facts) である法情報は、伝統的に、「官報」によって公示されてきました。官報は、紙に印刷された新聞のような体裁の公文書の一種であり、全国各地の官報販売所で販売されてきました。

現在では、政府・省庁の保有する情報の電子的な提供が推進されています。

3. 2 法解釈(interpretation)である法情報

一般に、法の適用は、適用の前提となる事実に対して法的な規範 (legal norm) を適用するというプロセスを経ると理解されています。

適用される法規範は、一般に、抽象的な文言で構成されており、その文言は、一定の範囲の構成要素 (elements) で構成される集合として存在しています。

それゆえ、

- (1) 文言それ自体が示している規範としての意味を理解し、かつ、それと同時に、
 - (2) 個々の事案において、特定の集合要素を具体的な集合要素として読み替えることにより、
 - (3) 当該法規範の適用の可否を判断すること、
- すなわち、法解釈 (interpretation) を経るのが普通です。

(2)のプロセスは、事実それ自体の認識とその事実に含まれている共通要素に従った論理的な意味での集合の形成という思考過程です。つまり、事実認定は、五感の作用による神経細胞の反応だけで構成されているのではなく、認識された内容を分類・整理し、集合にまとめるという判断作用を必須の構成要素とするものです。

以上から、法の適用 (application) とは、

- (a) 事実要素である法情報の把握、
- (b)
 - (1) 規範内容の理解、及び、

(2) 適用対象である事実の論理構造の把握

を必須の構成要素とする複合的な思考プロセスの一種であると言えます。

さて、事実要素である法情報は、それ自体としては、単なる符号列に過ぎません。この符号列に過ぎないものが法令として制定可能なのは、その符号列がどのような意味をもつかについて、立法者または制定者が「理解している」と信じているからです。

そのようにして立法者または制定者が信じた内容は、「立法理由」等として文書化されることがあります。

この立法理由等の文書は、立法者の意図を示す文書なので尊重しなければなりません。しかし、ある法令を解釈しようとする場合、その者の解釈が立法者の意図に縛られるという見解は、現時点ではごく少数でしょう。

一般に、法解釈は自由です。個々の訴訟事件においては、法令の解釈に関し、最高裁が最終的な権限をもつことは上述のとおりです。

しかし、訴訟事件とは無関係に解釈する者に対し、最高裁の判断（解釈）を強制することが許されないことも上述のとおりです。

ところで、法律、規則及び命令などの法情報の生成者（立法者・命令権者）である国の機関が、当該法情報が示す法令の意味内容について解釈や見解を示す文書を公表することがあります。それらの文書の中には関連法令の解釈にわたる部分が含まれており、その部分が法解釈（interpretation）である法情報に該当します。

しかし、そのような特定の官庁自身の解釈や見解を示すことを内容とする文書は、当該官庁の見解を示すものであり、関連法令の解釈が自由である以上、国民は、当該官庁の見解に拘束されません。

ただし、それらの特定の官庁自身の解釈や見解を示すことを内容とする文書は、当該行政庁の内部においては自己羈束的な法的拘束力をもつものです。当該官庁は、自己羈束される解釈や見解に従って行政措置を実行しますので、その限りにおいて、結果的に、国民は、当該官庁の解釈や見解を尊重せざるを得ないという立場に置かれることになります。

当該官庁の解釈や見解と異なる解釈に基づいて行動することは国民の自由ですが、場合によっては行政措置を受けることになり、その行政措置が違法または無効であると争うためには訴訟を提起しなければならないという事実上の不利益を受けることとなります。

3.3 参考情報(reference)である法情報

法情報それ自体ではなく、当該法情報の内容を認識・理解するための補助的な情報の総体を参考情報（reference information）である法情報と呼びます。

法情報は、それ自体としては、単なる符号列に過ぎません。その意味内容を認識・理解するための解釈という判断を経なければ単に「文字や記号を目で見ている」というだけの状態になります。そのことから、上述のような法解釈 (interpretation) である法情報も存在することになります。

ところが、そもそも、当該法情報の所在または入手方法がわからない、所在場所を認識したけれども実際にはアクセスできない、必要とする法情報にアクセスして入手したけれども、そもそもどう読んだら良いのかわからない、基本的に法令用語を知らないので解釈しようがないといったような問題が生じます。

そこで、そのような法情報を法情報として入手し、符号列の内容を認識・理解するための補助となる情報も必要となります。そのような情報の多くは、情報論の世界ではメタ情報 (法情報との関係ではメタ法情報) と呼ばれるものです。

ただし、ここでいうメタは、相対的なものです。絶対的・固定的なものではありません。

例えば、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) を正しく解釈するためには医学に関する専門知識が必要であり、医学の領域に含まれる専門知識なしには医師法に含まれる概念や用語を理解することができません。その意味で、この場合、医学の領域に属する専門知識を内容とする情報は、医師法の条文という法情報の内容を認識・理解するためのメタ法情報であることになります。ところが、医師が医師法の条文を認識・理解しようとする、法学の領域に含まれる専門知識なしには医師法に含まれる概念や用語を理解することができません。その意味で、この場合、法学の領域に属する専門知識を内容とする情報は、医師法の条文という法情報の内容を認識・理解するためのメタ法情報であることになります。このように、観点を変えてみると、情報 (法情報) とメタ情報 (メタ法情報) との間の関係が相対的なものだということを理解できるだろうと思います。

それゆえ、極論すると、ある特定の分野の専門家であろうとする者は、結局、当該分野だけではなく、およそ全ての分野に精通していなければならない、当該専門分野に属する専門知識を暗記しているだけでは、全く何も知らないのと同じことになります。

以上のような意味で、目的 (target) とする法情報の所在に関する情報、当該法情報を構成する符号列を認識・理解するためのメタ情報が必要となるのですが、情報論の上で厳密にはメタ情報とは言えないような様々な補助的情報も必要となることが多々あります。

それらの当該情報それ自体ではなく、当該情報の内容を認識・理解するための補助的な情報の総体を参考情報 (reference information) と呼びます。

明治大学図書館の中にも参考カウンター (Reference Counter) がありますが、その場所で提供されるのは、目的とする図書それ自体ではなく、当該図書に関する補助的な情報です。それと同時に、参考カウンターでは、従たる業務として、他の図書館の蔵書またはその電子コピーの取り寄せの業務も遂行しています。「取り寄せ」という業務は、当該図書の内容それ自体とは無関係に、全ての図書

に関し、補助的な業務として成立可能なものです。

このような参考業務は、図書館員の仕事の中でも重要なものの 1 つです。

4 大学法学部において提供される法情報

4. 1 大学法学部において提供される法情報の限界

ここまで説明した(a)事実要素 (facts) としての法情報、(b)法解釈 (interpretation) である法情報及び(c)参考情報 (reference) である法情報の類別に対応させて、大学法学部において普通に提供されている「法情報」の理解に関して説明します。

一般に、大学法学部の法学科目授業では、教室の収容能力等技術的な制約、担当教員の個別対応能力、学生の理解度等の制約や限界があるため、上述の(b)(1)の「規範内容の理解」しか提供していません。

そのため、大学法学部の講義内容等だけでは、ほぼ全ての学生が、本来習得すべきことの半分未満のことしか習得できていないことになります。

他方、(b)(2)適用対象である事実の論理構造の把握は、各人の認識能力や経験によって左右される部分が多いので、原則として、講義形式の授業によって提供するのに適しておらず、または、講義を通じて訓練するのに適していません。

4. 2 ケースメソッド

大学法学部の教育におけるこのような問題を少しでも解消するための授業実施方法の 1 つとして、ケースメソッド (case method) の利用があります。

ケースメソッドは、最も広い意味では、裁判実例等を素材とする事例研究を通じて実行される学習 (learning) のことを意味します。

一般に、ケースメソッドは、法学教育分野だけではなく、経営の分野においても臨床医学の分野においても、かなり多用されています。

社会学や民俗学の分野では、ケースメソッドなしにはその学問それ自体が成立しません。

ケースメソッドは、多くの大学法学部においても、ゼミ (専門演習) 等で導入されている教育手法の 1 つです。

これは、裁判事例を素材とし、裁判所の事実認定と判断の内容を記載した判決書 (はんけつがき) の中で示されている認定事実を前提とした上で、「当該認定事実に対する裁判所による法適用のプロセスを読解することにより、法適用の実際を理解することができる」という教

育理論を前提とするものです。

ところで、法規範の適用対象である事実それ自体に関して当事者間に争いがある場合、裁判所は、判決理由の中で、どのような証拠によって事実認定したのかを示します。

当該判決理由の精読・読解を通じて、裁判所における事実認定の思考パターンをシミュレートできるようになることもまた、ケースメソッドの重要な効用の 1 つだとされています。

ただし、有能な大学教授が存在することが必須です（穂積重遠『判例百話』、牧野英一『刑法研究第 14 巻—理論刑法と実践刑法—』参照）。

また、現実には全てのパターンを網羅するケース（事例）が揃っているわけではないので、ケースメソッドによって当該学術領域の全体を鳥瞰することは、最初から無理なことです。

このことは、法学分野に限らず、どの分野においても、生成 AI または LLM における致命的な欠点の一つとなっています。

つまり、「存在しない事例」は、生成 AI または LLM によって自動学習され得ません。

4. 2. 1 ケースメソッドにおいて使用される法情報としての行政先例

ケースメソッドによる思考訓練手法は、裁判所の判決を素材とするものに限定されることなく、行政庁や地方公共団体（地方自治体）における行政行為においても同じです。

一般に、「法律による行政の原理（Vorbehalt des Gesetzes）」は、「法の支配（rule of law）」と同様、重要な法概念の 1 つです。

それが実現されているかどうかを知るためには、個々具体的な行政行為の実例を知ることが必須となります。公務員の新任者等が最初に行政先例を学ぶ必要があるのは、このためです。

一般に、マネジメントシステムの PDCA サイクルの概念によって説明される「見直し（review）」を全く実施しない硬直化した「先例踏襲主義」には極めて大きな弊害があります。

しかし、行政実務上においては、行政先例を全く尊重せず、全体として統一性がなく、恣意的な行政行為が行われるとすれば、「平等原則に反する」という意味で、硬直化した先例踏襲主義よりもはるかに大きな弊害があります。

それゆえ、

- (1) 統一的（公平）な法解釈・行政実務を実現するための制度上の仕組みを構築・維持すると同時に、
- (2) 意識的に、合理的な時期において適切な見直しを実施することが非常に重要となります。

そして、

- (3) 裁判例や行政先例が存在しない事柄に関しては、基本に戻って、法規範それ自体と対象となる事実関係それ自体を正確に把握した上で、新たに法解釈と法適用を実施するという思考プロセスが必要となります。

一般に、裁判官は、「先例がない」という理由で判断を中止することが禁止されています。裁判官は、判断することそれ自体が主要な仕事内容なので、参考とすることのできる先例が全く存在しなくても、自分自身の脳で独自に思考し、判断しなければなりません。それゆえ、裁判官の仕事は、「単なる秀才」には務まらない仕事です。

先例がない場合の行政官の対処においても本質的には行政実務も同じです。しかし、統一的な行政運営の必要性が優先するので、適切な先例が存在しない場合には、所定の手続により上級官庁に問い合わせてその法解釈を仰ぐという方法が採用されています。この場合においても、現場の担当者としては、事実関係の正確な把握、及び、現場レベルで可能な行政先例の網羅的な調査と検討が必須となります。

このことは、企業においても、(法務部のような) 資料検討と判断を主要な職務内容とする職種では、基本的には同じです。

特に、企業活動においては、当該企業の業種に適用される関連行政法（いわゆる業法）及び関連する行政先例を全く知らない、そもそも企業経営それ自体が成立しません。

以上に説明したこと全部を踏まえた上で、例えば、行政処分等の先例集、あるいは、行政処分に対する不服審査等の事例集を調べ、読解することは、裁判所の判決の場合と同様の意味で、法解釈及び法適用の実際を理解するための有用性の大きなケースメソッドの手法の 1 つと言えます。

知財の分野（特許審決等）、労働法の分野（労働審判等）、情報公開の分野（裁決等）、海事の分野（裁決等）、国税の分野（裁決等）等では、特にそのようなタイプの法情報が重要です。

4. 2. 2 留意点

行政機関の審決や裁決等を入手可能な場合、それらの審判や裁決等は、判決書と同様に、ケースメソッドの対象となり得ます。

一般に、ケースメソッドの手法を利用する場合において重要なことは、判決、審決または裁決等が行われた時点を明確に認識することです。

当該判決、審決または裁決等が行われた時点における社会一般の価値観等は現在とは異なっていることがあります。

現時点における自分自身の価値判断基準だけでそれらの判決や審決等の内容を評価することは、公平であるとは言えませんし、客観的であるとも言えません。

当該判決や審決等が行われた時点における一般的な情報も収集し、その時点において優勢だった考え方や社会情勢等も正確に理解した上で評価が行われるべきです。

それらの一般的な情報は、当該判決や審決の情報内容との関係では「メタ情報」という位置づけになります。

このような意味でのメタ情報を（その前後の時間的・歴史的な変化に伴う遷移を含め）正確に構造把握できている場合、そのような構造化されたメタ情報を踏まえた理解のことを、「文脈（context）を踏まえた理解」と言います。

そして、そのような意味での文脈理解を支えるものは、常に、豊富な一般教養です。

特定の文脈理解のために重要な一般教養は、ある分野との関係では専門的な情報になるかもしれませんが、別の分野との関係では「単なる教養」の一種であるかもしれません。

要するに、直接の考察対象との関係では常に相対的な関係が存在することになります。

しかし、このことは逆に、ある（複数の）専門分野を深く調べ、理解するという努力を重ねることによって、自動的に、一般教養の総力と質を高めることにつながることもなります。この講義の中で紹介する法情報データベースを含め、インターネット上で検索可能な法情報源の目的、機能及び制限を十分に理解した上で、それらを合理的に使い分けることができるような能力・経験をもつことが大事です。

そのようにすることによって、データ経済（data economy）を基礎とする社会において生存を維持するための知的能力及び基礎的な情報リテラシーを大幅に向上させることができます。

情報検索の結果を理解する能力の基礎となるものは、常に、豊富な一般教養です。

検索結果それ自体は、単なる文字列（符号列）に過ぎません。その意味内容は、当該文字列それ自体から与えられるのではなく、当該文字列を引き金として自分自身の脳内から湧出するものです。

ケースメソッドの場合、適用される法それ自体の理解だけではなく、当該事案において法の適用対象となっている事案関係を正しく理解することも重要です。

齟齬がある場合、正しい法適用が行われなかったことになります。

一般に、法学上の知識がなくても当該事案の事実関係の経緯を認識・理解することはできます。しかし、法学上の知識があっても、一般教養と人生体験が十分でなければ、事実関係を迅速・正確に把握することは無理または困難です。

一般教養を蓄積し、自分自身の知的栄養に変えていくための努力を継続することが大事です。

5 日本国の電子政府(e-Gov)の下における法情報提供

5.1 基本法令

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 12 年法律第 144 号:IT 基本法)の 1 条(目的)は、「この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする」と定めています。

デジタル社会形成基本法(令和 3 年法律第 35 号)の第 1 条は、「この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする」と定めています。

そして、同法第 38 条は、「基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く」と定めています。

この第 38 条に基づき、デジタル庁設置法(令和 3 年法律第 36 号)が制定・施行され、デジタル庁が設置されました。

このような国家機関の事務のデジタル化推進政策は、国の機関から国民に対する法情報の提供との関係においても同じです。

5.2 法情報の電子的な提供と関連する細則

法情報提供の電子化の根拠法令に関しては既に説明したとおりです。

法情報提供の電子化と関連して、平成 27 年 3 月 27 日に開催された第 61 回各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針及び政府情報システムに係るネットワークの再編方針」が決定されました。

Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針 (2015 年 (平成 27 年) 3 月 27 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000348841.pdf

[2025 年 4 月 28 日確認]

この決定の中では、以下の情報に関しては、「国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する」という基本指針も示されています。

- (1) 所管する法令 (法律, 政令, 勅令, 府令, 省令, 規則), 告示・通達 (法令等の解釈, 運用の指針等に関するもの) その他国民生活や企業活動に関連する通知等 (行政機関相互に取り交わす文書を含む。) の一覧及び全文 (法令の全文については, 法令データ提供システムの活用を図ることとする。)
- (2) 国会に提出した法律案の全文, 概要その他分かりやすい資料
- (3) 新規制定又は改正した法令の全文, 概要その他分かりやすい資料

この文書に示されている基本指針を含め, 関連する基本方針に基づき, 日本国の機関が保有する(1)事実要素 (facts) である法情報, (2)法解釈 (interpretation) である法情報及び(3)参考情報 (reference) である法情報の電子的な手段による提供が大きく拡大されてきました。

その結果, 日本国の機関が保有する法情報の提供には, 様々な経路 (channel) が存在するようになりました。

日本国の機関及び地方公共団体 (地方自治体) の主要な法情報源である Web サイトのようなインターネット上における法情報の提供は, 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針及び政府情報システムに係るネットワークの再編方針」に基づくものです。

この方針に基づく法情報の提供は, 完全に無条件のものではありません。「国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き」という限定条件 (制約条件) が付されています。

この条件に該当するか否かは, それぞれの官庁等の解釈に任されていると言えますが, 基本的には, 可能な限り公表するという方向で解釈されるべきことは, 言うまでもありません。この条件に該当する典型的な場合としては, 軽微な行政措置などをあげることができるかもしれません。

不適切または違法に情報公開が阻害されている場合, 法定の要件を充足する限り, その情報の公開を請求できます。

情報公開請求と関連する法制度等に関しては, 主として, 行政法の講義の中で提供されてい

ます。きちんと理解しようとする受講生は、行政法の講義を受講し、勉強すべきです。

6 各論的な説明

6.1 立法情報の提供

事実要素 (facts) としての法情報の中で最も重要な種類の法情報は、立法それ自体に関する情報です。

立法それ自体に関する情報は、(a)法規範の内容を示す法令・条項等の正文 (text)、(b)個々の立法の経過 (立法提案・審議内容・関連手続の連続性・公示手続等) を示す情報、そして、(c)当該正文が公式のものであることを認証するための情報などを含みます。

通常、法令の情報を検索する際には(a)法規範の内容を示す法令・条項等の正文 (text) のみを検索していることが多いだろうと思います。

しかし、この正文も単なる文字列 (符号列) に過ぎないので、(b)及び(c)の法情報と組み合わせられている場合に限り、正当性が保証されます。

それゆえ、職業法律家の多くは、(a)の法情報だけではなく(b)及び(c)の法情報も全部入手し、正しい法情報であるかどうかを確認します。

(a)の要素、(b)の要素及び(c)の要素の組合せに関しては、データセット (data set) の概念を用いて理解べきです。

今後、生成 AI 技術の悪用 (=偽法情報の流布) により、個々の法情報の正確性・正当性の確認が難しくなってしまう危険性は存在しています。喫緊の検討課題の 1 つです。

一般に、日本国においては、生成技術を悪用して作成された偽情報の作成・流布等に関し、危機意識が乏しく、それゆえに関連する法解釈も十分に行われていないというのが現状です。

しかし、そのような偽情報の作成だけの場合については検討の余地がありますが、そのような偽情報を流布する行為に関しては、刑法だけではなく、著作権法や不正競争防止法に定める罰則を含め、既存の刑罰法令によって処罰可能である行為類型が大半でだと考えられます。

また、そのような偽情報が流布されたことによって何らかの法的利益が侵害され、損害を被った者に関しては、民法 709 条の適用により損害賠償請求が可能な事案が大半であると考えられます。

6.2 立法権との関係

立法情報の提供主体は、通常は、立法権のある国家機関です。

そのように立法権のある国家機関は、日本国憲法の下においては、国会（法律、規則など）と地方議会（条例、規則など）、司法機関としては最高裁（最高裁判所規則など）、行政機関としては内閣（政令）です。

日本国憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定めています。

日本国憲法 42 条は、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する」と定めています。その結果、「国会」という国会は存在せず、衆議院という国家機関及び参議院という国家機関が日本国憲法に定める「国会」の機能を遂行するということになります。そして、衆議院と参議院の両者を指す場合、「国会」という概念（総称としての識別子）が用いられます。

「衆議院」と「参議院」は、国会の構成要素（element）を示す識別子であることになります。国家機関としての国会（衆議院及び参議院）の権限・組織を定める法律として、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）があります。

6.3 立法権及び立法手続の概念と留意点

立法が「法律の制定」を主要な内容とする解することについては、それほど異論はないでしょう。

ところが、日本国憲法 59 条 1 項は、「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる」と定めるのみで、「法律」の定義を定める条項を欠いています。

日本国憲法の制定者は、「法律」の概念が自明であると理解していたのかもしれませんが、実は自明ではありません。

それゆえ、日本国憲法 41 条に定める「法律」の意義に関しては、多種多様な見解があります。

ところで、政令の制定権に関して、日本国憲法 73 条 6 号本文は、内閣に属するものと定めています。

政令が法規範の一種であることについては全く異論がないので、内閣は法規範を制定する権限（広義の立法権の一部）をもつ国家機関であることになります。内閣の政令手続は、内閣法第 4 条に定められています。

同様に、最高裁判所は、規則制定権をもっています（日本国憲法第 77 条）。この最高裁規則が法規範の一種であることについては全く異論がないので、最高裁は法規範を制定する権限（広義の立法権の一部）をもつ国家機関であることになります。最高裁規則は、最高裁の裁判官会議の議決によって制定されます。

以上により、内閣の政令制定権も最高裁の規則制定権も日本国憲法に定める立法権の一部なので、日本国憲法 41 条の立法趣旨に関しては、「法律」という法形式をもつ法規範の立法権

をもつのは国会だけであるという趣旨に限定解釈する以外に適切な憲法解釈が成立し得ません。

もしそうでないとするのであれば、日本国憲法の 73 条 6 号本文と第 77 条は無効な条文であると解するか、または、政令も最高裁規則も法規範ではないので誰に対しても法的拘束力をもたないと解するか、のいずれかになると考えられます。

この問題を理解しようとする際に重要な視点は、大日本帝国憲法、王制（君主制）や大統領制を採用している諸外国の憲法を勉強することによって得られます。

大日本帝国憲法の第 5 条は、「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」と定めています。要するに、天皇を君主とする君主国家としての大日本帝国においては、天皇のみが立法権を専有します。

帝国議會は、諮問機関の一種なので、理論的には君主の家臣または君主が私有する組織の一種であり、独立の立法機関ではありません。

歴史上、世界の数多くの王制国家が同様の国家体制をもっていました。

大統領制は、王制と似た統治制度なのですが、何らかの選定手続によって（非世襲の）国家元首としての大統領が選任されるという点で、特定の家系の者が世襲する王制とは異なっています。

民主制や君主制だけではなく、寡頭政（oligarchy）を含め、国家によって統治の仕組みとそれを支える基本理論や統治の文化がかなり異なるということを十分に理解しなければなりません。

7 国及びその機関による法情報の提供の問題点

7.1 予算

国の機関等の法情報主体は、基本的には公権力主体です。公権力主体の活動は、国の税収を基礎とする予算によってまかなわれます。

他方、法情報提供主体が民間企業のような私企業である場合、その活動は、当該私企業の収益によって大きく左右されます。

当該私企業が経営悪化したときには、経費負担が困難となり、当該私企業の清算または破産（民事再生の場合を含む。）の際には、法情報の提供が不可能となるだろうと予測されます。

このことから、公的機関と民間組織との間では、法情報提供の安定性や事業継続性に本質的な差異が存在することを理解できます。

他方、公的機関の中にも差異があります。国の機関の中でも予算規模にはかなり大きな相違

があります。

法情報提供主体が地方公共団体（地方自治体）である場合には、自前の地方税だけで当該地方公共団体（地方自治体）の行政活動をまかなうことができず、国税からの地方交付税に大きく依拠している地方公共団体（地方自治体）がかなり多数あります。
更には、財政破綻した地方公共団体（地方自治体）もあることにも留意しなければなりません。

財務省：令和 7 年度地方財政対策について

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202503/202503e.html

[2025 年 4 月 28 日確認]

内閣府：地域における人手不足問題

https://www5.cao.go.jp/keizai3/monthly_topics/2023/0630/topics_072.pdf

[2025 年 4 月 28 日確認]

ここで解説したことは、日本国の機関だけではなく、国連のような国際機関でも同じです。

国連は、様々な法情報の提供主体でもあり、その主要な法情報は、インターネット上の Web サイトで提供されています。

United Nations: Documents

<https://www.un.org/en/our-work/documents>

[2025 年 4 月 28 日確認]

国連の活動予算は、加盟国の分担金によってまかなわれています。この分担金の拠出が予定どおりに行われない場合、国連の活動のために必要な予算が不足することになります。

日本国もちろん分担金を拠出しています。

外務省：日本の分担金・拠出金

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page22_001258.html

[2025 年 4 月 28 日確認]

7.2 法情報の信頼性・安全性

提供される法情報の信頼性・安全性は、上述の予算の問題と不可分・密接不離の関係にあります。

適切な予算（資金）なしには、法情報の実際の存在形態である電子データや印刷された文字の正確性を検証することも、法情報データベースの情報セキュリティを確保することも不可能です。

つまり、提供される法情報の信頼性・安全性の有無または程度は、予算の安定性（収益予測の安定性）に依拠します。

どんなに優れた安全性確保の措置（方策）が存在したとしても、予算なしには実行できません。

法情報の提供の場合、（紙媒体で提供する場合でも電子媒体で提供する場合でも）全体としての分量の問題があります。

それだけではなく、当該法情報それ自体の健全性を検証するためにそれなりの専門知識と専門技能を要するという問題があります。

それらの問題の対処のためにも大きな予算を必要とします。

以上に述べた一般的な問題に加えて、日本語ではなく外国語（翻訳）によって日本国法の法情報を提供しようとする場合、翻訳の正確性・適切性という問題が付加されます。

この翻訳の正確性・適切性という問題の中には、「全く異なる法制や法情報の語彙をもつ国において、正確に意味を伝達することが可能か」というかなり本質的な問題が含まれます。

例えば、英語の「Regulation」と「regulation」とは異なる意味をもつものとして受け止められることが多いです。EU 法においては特にそうです。

しかし、大概の日本人は、そのような微細な相違を意識に入れることなく、日本語で書かれた日本国法の英訳を試みるかもしれません。

7.3 事業継続性

事業継続性（business continuity）または役務提供継続性（service continuity）は、上述の予算と不可分の関係にあります。予算（資金）なしには、事業継続不可能です。

事業継続性の有無または程度は、予算の安定性（収益予測の安定性）に依拠します。どんなに優れた事業継続計画が存在したとしても、その計画の遂行を支えるための適切な予算なしには何も実行できません。

要するに、世の中の出来事の大半を決しているのは、実は、「資金」です。

企業の場合には別かもしれませんが、国またはその機関の場合、事業継続性という要素を無視した制度設計や事業計画を策定することは許されません。

7.4 一元化のメリットとデメリット

国の機関による法情報の一元管理・集中管理が上述のような問題を軽減するというメリットをもつことは事実です。特に電子化された一元管理・集中管理の効用は大きいです。

しかし、別のリスクもあります。

例えば、電力の供給に問題が発生した場合、国またはその機関からの役務の提供が全て途絶してしまうこととなりかねません。

適切に危機管理の仕組みを構築することが必要となります。

一般に、メリットとデメリットは、「戦時」と「平時」とでは相反してしまうことがあります。

夏井高人「サイバー法は終わったか？」

https://www.jstage.jst.go.jp/article/inlaw/22/Annex1/22_e1/_pdf/-char/ja

現在のウクライナをめぐる世界情勢、中近東の不安定地域における情勢を可能な限り具体例を通じて考察してみると、メリットがデメリットに転化し、デメリットがメリットに転化する場面を見つけることができます。

より厳密には、戦時と平時が常に共存している状況にあるのが普通なので、多次元的な考察が不可欠ということになります。

このようなタイプの問題に関する詳細は、この講義の主題から逸れてしまうことになるので、深入りしません。しかし、一般に、二律背反に該当する事象は、非常に身近なところにも存在しています。

日本語で書かれた書籍の中で最初期において情報戦という観点からの状況把握の重要性を指摘したもののとして、江畑謙介『情報と戦争』（NTT 出版、2006 年）があります。

8 法適用の実際を知ることのできる法情報源

8.1 裁判例

法適用の実際を端的に知ることのできる法情報源は、最高裁判所の Web サイトの裁判例検索システムです。

裁判所：裁判例検索

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1

[2025 年 4 月 28 日確認]

8. 2 裁判所以外の法情報源

裁判所の判決以外にも重要な法情報源があります。

その中の具体例を幾つか紹介します。ただし、網羅的ではありません。

8. 2. 1 特許審決

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）の第 121 条第 1 項は、「拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があった日から 3 月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる」と定めています（拒絶査定審判）。

ここでいう拒絶査定とは、特許法第 67 条の 3 に定める拒絶査定のことを意味します。審査官は、延長登録の出願に関し、「その特許権の設定の登録が基準日以後にされていないとき」、「その延長を求める期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき」、「その出願をした者が当該特許権者でないとき」または「その出願が前条第 4 項に規定する要件（共有特許の場合における他の共有者との共同出願の要件）を満たしていないとき」のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければなりません。

また、特許法 123 条第 1 項柱書は、同項各号のいずれかに該当するときは、「その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる」と定めています（特許無効審判）。同条第 1 項の各号に定める事由は、「その特許が条約に違反してされたとき」（第 3 号）、「外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないとき」（第 5 号）、「その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき」（第 6 号）及び「特許がされた後において、その特許権者が第 25 条の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反することとなったとき」（第 7 号）を含みます。

更に、特許法の第 125 条の 2 及び第 125 条の 3 は、延長登録無効審判を定め、また、第 126 条は、訂正審判を定めています。

特許法の第 136 条第 1 項は、「審判は、3 人又は 5 人の審判官の合議体が行う」と定め、第 138 条第 1 項は、「特許庁長官は、前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない」と定め、同条第 2 項は、「審判長は、その審判事件に関する事務を総理する」と定めています。

特許審判手続における最終的な判断は、審決という法形式で行われます。

特許審決は、特許庁の Web サイトで検索可能となっています。

8. 2. 2 労働審判

労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）の第 1 条は、個別労働関係民事紛争に関し、「裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み」、その解決に至らない場合には、労働審判を行う手続を設けることにより、「紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする」と定めています。

この法律は、集団的な労働関係ではなく、個々の労働者の労働契約上の紛争（賃金不払い、職場内のセクハラ・パワハラなど）を簡易な手続により、迅速に解決することを目的とする法律です。

一般に、明治大学法学部の卒業生の中には最初から起業する人や家業を継いで経営者となる人もいます。

しかし、その大半は、企業や官庁等に雇用される労働者となります。

それゆえ、関連法令によって定められた労働者としての個別の権利を侵害された場合の救済策に関する知識は、社会の中で生きていく上で必須のものとと言えます。

労働審判の申立は、裁判所において行われます（第 2 条及び第 3 条）。

労働審判法の第 7 条は、「裁判所は、労働審判官一人及び労働審判員二人で組織する労働審判委員会が労働審判手続を行う」と定め、第 8 条は、「労働審判官は、地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する」と定め、第 9 条第 2 項は、「労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する」と定めています。

労働審判手続における判断は、労働審判という形式によって行われます。

労働審判法の第 20 条第 1 項は、「労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う」と定め、同条第 2 項は、「労働審判においては、当事者間の権利関係を確認し、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命じ、その他個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認める事項を定めることができる」と定め、同条第 3 項は、「労働審判は、主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行わなければならない」と定めています。

ただし、労働審判事件は、個人情報保護及びプライバシー保護の目的から非公開で行われるものなので（第 16 条）、労働審判の事例それ自体をインターネット上で検索して入手することができません。この点は、民事調停や家事調停でも同じです。

しかし、独立行政法人労働政策研究・研修機構は、労働審判事件の統計を含め、関連資料等を公表しているので、それらの資料を丁寧に読むことによって、個別労働事件の動向や特徴

の一部を知ることができます。

独立行政法人労働政策研究・研修機構

<https://www.jil.go.jp/>

[2024 年 4 月 29 日確認]

これらの統計や資料を読むことは、ケースメソッドとは異なるものです。しかし、直接の解決策ではないにしても、代替策として、統計を利用した状況認識の獲得の手法を理解し、自分もそれを使いこなせるようになるためには有用です。

8. 2. 3 その他の裁決・審決等の法情報データベース

総務省では、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく裁決等のデータベースも公表しています。

行政不服審査は、一般に、普通の国民とは無縁のものとして受け止められているかもしれませんが。しかし、行政当局は、不服審査の結果等を踏まえて、統一的に行政行為を遂行します。それゆえ、法令集や例規集等に（条文のかたちで）収録されていない事項に関しても、不服審査の手続の中で示された判断を知っていることが重要だということになります。

その判断は常に正しいものだとは限りません。無論、行政訴訟において取消されたものも多数あります。

それら全体を認識・把握し、実際に行われている事実認定や法解釈の実例を多数獲得する努力を継続することが、自分の能力を高めることへとつながります。

行政不服審査裁決・答申検索データベース

<https://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

[2025 年 4 月 28 日確認]

同様に、学生の間にはあまり興味がもてないかもしれませんが、現実社会人として生きるようになると極めて大きな重要性をもつ法情報を提供するデータベースが多数存在します。特に、企業に就職した場合、その企業の業務に関連して、同業他社との関係で重要な審決等が存在することがあり、それを知らないと自社の運命にも大きな影響を与えてしまうことがあります。ここでもまた、「法律の不知」は、責任阻却事由となりません。

そのような意味で有用なデータベースとして、例えば、以下のものがあります。

公正取引委員会：審決等データベース

<https://www.jftc.go.jp/shinketsu/>

[2025 年 4 月 28 日確認]

国税不服審判所：公表裁決事例集

<https://www.kfs.go.jp/service/>

[2025 年 4 月 28 日確認]

以上のような法情報データベースの他にもインターネット上で検索可能な法情報データベースが多数存在します。

例えば、以下のようなものがあります。時間の関係もあるので、詳細な説明は割愛します。

情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース

<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>

[2025 年 4 月 28 日確認]

海難審判所：裁決の閲覧について

<https://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu.htm>

[2025 年 4 月 28 日確認]

消費者庁：事故情報データバンクシステム

<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

[2025 年 4 月 28 日確認]

消費者庁：景品表示法関連報道発表資料 2024 年度

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2024/

[2025 年 4 月 28 日確認]

8. 2. 4 法情報データベース以外の法情報源

ここまで紹介してきた行政庁の文書の中には法解釈（interpretation）である法情報に該当するものが含まれています。

それ以外にも重要な文書が多数存在します。例えば、以下のような文書があります。これらの文書の中には関連法令の解釈にわたる部分が含まれており、その部分は、法解釈（interpretation）である法情報に該当します。

経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則（令和 7 年 2 月）」

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250212003/20250212003-1r.pdf>

[2025 年 4 月 28 日確認]

消費者庁：新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

[2025 年 4 月 28 日確認]

厚生労働省：テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf>

[2025 年 4 月 28 日確認]

これらの文書に含まれている法解釈は、当該法令の担当官庁による関連法令の解釈の統一のための指針的なものであり、一般に行政解釈と呼ばれる法解釈を内容とするものです。

関連する官庁や地方自治体はそれらの行政解釈を尊重するので、全体としてみると、国の統一的な意思のようなものを構成し得ることがあります。

ただし、この種の法解釈は、確定的なものではなく、意見の 1 つに過ぎません。

日本国憲法の下においては、最終的に法解釈を確定できる国家的権限をもつのは最高裁判所だけです。

法情報学 I 第 4 回講義案

法情報学の概念

(2025 年 5 月 12 日開講)

明治大学法学部教授

夏 井 高 人

1 法情報学の定義

1.1 総説

学問の自由があるので、「法情報学」を定義することそれ自体も自由です。

ただし、「学問の自由」があるとは言っても、当該学術それ自体が支離滅裂である場合、第三者から、「それも学術の一種である」との評価を受けることは難しいでしょう。

ここでは、「学術内容それ自体において整合性があり、合理的なものであり、他者によって検証可能なものでなければならない」といったような制約条件が存在していることになります。

また、一般に、学術は、「目的」と「方法」とによって構成されると理解されていますから、その一方を欠く場合にも学術ではありません。

「学問の自由」における「自由」の概念にも制約要素があります。

一般に、「自由である」ということは「無制約」と同義ではありません。制約条件の中においてのみ「自由」です。

例えば、絶海の孤島で 1 人だけで生きているロビンソン・クルーソーは誰からも制約を受けない完全な自由を享受しているように見えますが、他人から物品や便益を提供されないというかなり厳しい制約条件の下にあり、また、彼自身が（限定的な能力しかもたない）人間であるという絶対的な制約条件から逃れることができません。仮に彼が「完全に自由だ」と思えたとしても、その自由は「彼が生きている間だけ」という絶対的な制約条件の下においてのみです。それゆえ、ロビンソン・クルーソーに限らず、制約条件のない自由はありません。

逆から言えば、特定の状況における制約条件を正確に測定可能であるとすれば、自分が支障なく自由に行動できる範囲を確定し、その範囲内にある自由を最大で 100% 享受できることになります。

これに対し、制約のある部分（客観的に実現可能性のない領域）にも自由があると考え、自由な領域の範囲を拡張しようとするのは、単なる欲望の一種です。

客観的な実現可能性がない場合、実現可能性がないのである以上、最大でも 1% の自由も享受でき

ません。

例えば、秦の始皇帝（司馬遷『史記・秦始皇本紀』参照）の例のように、寿命のある生物である人間の一員という制約条件を無視して、不老不死を望むことなどがそうです。しかし、制約条件のために実現不可能な領域や事柄に関して自由を渴望し続けることになるので、本当は不幸です。

人生の中で自己実現の自由の範囲を誤信し、客観的に実現可能性のない事由を欲望してもがいた後、それが客観的に実現可能性がないことなのだと気づくと、挫折感を味わうことがあります。その挫折感を解消するため、心理的な代償作用が発揮されることがあります。これは、人格の全面崩壊を防止するための脳機能上のサーキットブレーカーのようなものでもあります。

（社会全体がファシズムの方向に走る場合のような例を含め）社会現象としての人間の行動におけるそのような心理学上の代償機能の病理面を考究したものとして、エリック・フロム『自由からの逃走（Escape from Freedom）』（1941 年）があります。

法情報学を構成する諸要素をどのように考えるか、また、それらの諸要素の相互関係または相互作用をどのように考えるかも自由です。

この講義では、私の理解を基礎として、法情報学を構成する諸要素の例を示した上で、それらの諸要素の相互関係を「目的」と「方法」という観点から説明します。

1.2 法情報学の構成要素

学術としての法情報学 (legal informatics または law informatics) は、その構成要素から検討し、また、それを説明することが可能です。

法情報学の構成要素に関しては、様々な立場を基礎として、様々な方法論による分類 (classification) と定義 (definition) が成立可能です。概念図を用いて説明することにします。

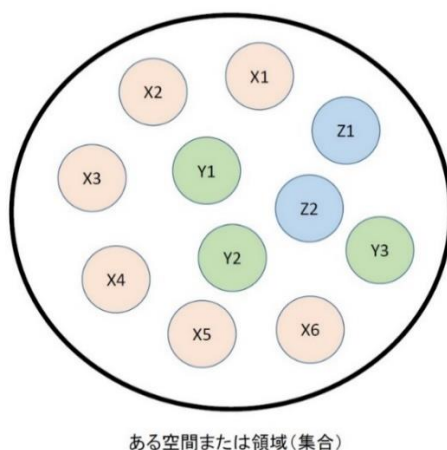


図 1

例えば、図 1 全体を法情報学の集合とした上で、X は、法の情報に関する学術研究を構成する諸々の要素として、Y は、法情報のアクセスを補助するための電子技術などの構成要素として、Z は、法情報学の履歴（歴史）や X 及び Y を理解するための補助的な構成要素としてとらえることが可能です。

以上のようなアプローチとは別に、日本国内の大学法学部において法情報学と呼ばれる学術の中には、図書館情報学の一種として把握されるべきものもあります。

そのような図書館情報学を基礎とするとらえ方をする法情報学の授業では、図書館情報学を基礎とする法情報へのアクセスの方法が中心となり、情報の分類、情報の調査及び情報の検索が主要な内容となります。

そのような方法を使用して法情報へアクセスすることの目的としては、アクセスそれ自体を自己目的として設定してしまうため、法哲学または政治哲学上の目的を考究することがありません。

このことは、例えば、図書館員の仕事を考えてみるとわかりやすいと思います。図書館員は、図書の所在や検索等に関する参考サービス（reference service）を提供しますが、図書館利用者の利用目的を探索したりはしません。特に国公立図書館においては、図書館利用者の利用目的を詮索することは、思想・信条の自由に対する介入となり得ます。

図書館それ自体の存在目的と関連する基本理念は、「図書館の自由に関する宣言」として表明されています。

他方において、「法情報学」という名称を付した科目でありながら、実際にはサイバー法や情報法のような法解釈学を提供する授業、または、普通の情報処理一般を提供する授業もないではありません。

そのようなタイプの授業は、名目はともかくとして、実質的には法情報学の授業ではありません。

1.3 目的と方法

どのような学術分野においても、目的と方法（手段）の関係を構造的に分析・理解することが可能であり、かつ、重要です。

ただし、一般に、「目的」と「方法」は、相対的な概念です。固定的・絶対的な概念ではありません。

この法情報学の講義は、「法学全体が目的の情報と方法の情報との組合せの集合体である」ということを理解するという目的のための手段的な講義科目として存在しています。法情報学

における「目的」と「手段」との関係を概念図で示す例で考えてみると、例えば、次のような図式を考えることができます。

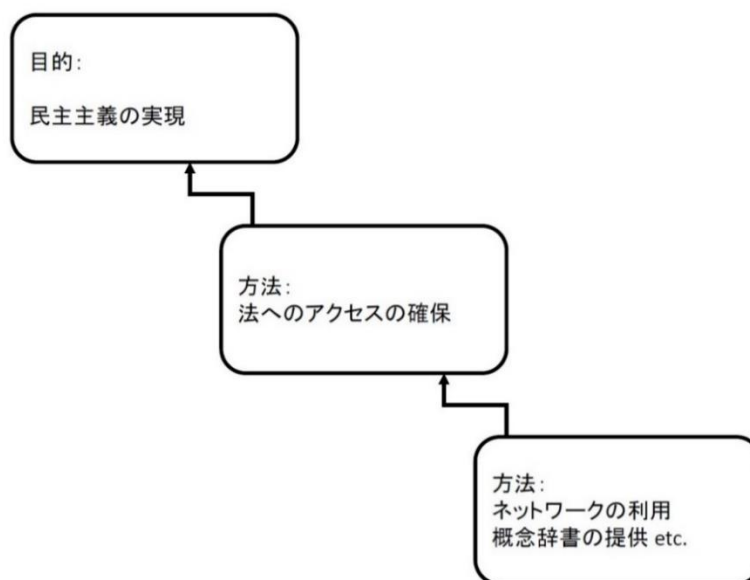


図2

図2において、「民主主義の実現」が最終目的になっています。

民主主義は、日本国憲法の中で宣言されています。既述のとおり、その正当性の問題は、法解釈論ではなく政治哲学の問題です。

その結果として、実現されるべき目標としての民主主義が（法解釈論上では）所与の前提となるため、法情報という切り口からその目的を実現するための方法を考えることになります。

そのための方法は「法へのアクセスの確保」になります。しかし、確保するための方法が存在しなければ、確保できません。その意味で「法へのアクセスの確保」を目的とする第2段目の「方法」を考えることになります。

この第2段目の方法のレベルにおいて、「ネットワークの利用」や「概念辞書の提供」等が示されることになります。これら第2段目の方法も具体的な技術の開発・実装・運用なしには実現され得ません。

そこで、例えば、法情報へのアクセスを確保するための「ネットワークの利用」を目的として、第3段の具体的な法情報システムの開発・実装・運用が検討されるレベルの問題となります。

例えば、EU の「法へのアクセス報告書」では、EU 法 (EU law) のデータベースシステムである EUR-lex と構成国法 (Member States' laws) のデータベースシステムである N-lex に関して説明しています。

また、「法へのアクセス報告書」では、ある構成国で使用されている法概念と均等な別の構成国の法概念を自動的に検出するための概念辞書システムとシソーラスについて説明しています。

意味論のレベル（特に法解釈）では非常に大きな問題があることは「法へのアクセス報告書」の中でも指摘されているとおりです。

「法へのアクセス報告書」は、EU の法制に関するものですが、EU と構成国との関係を丁寧に考察すると、日本国における国またはその機関と地方公共団体（地方自治体）との関係を考える上でも参考になる部分が多々あります。

一般に、比較法の研究は、そのような意味でも有用なものです。日本国法の法解釈だけでは、かなり大きな限界があります。

一般に、日本語で書かれた書籍等の中には EU 法に関する良い概説書がありません。原文は英文ですが、「法へのアクセス報告書」が EU 法の最も良い入門書になっています。

力のある受講生は、「法へのアクセス報告書」の中で諸条約 (Treaties) として示されている EU 条約 (EU Treaty) 及び EU の機能に関する条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) の原文を精読してください。

「目的」と「方法」との関係に関し、それが相対的なものであり、同じような階層構造の繰り返しになるということを理解するために、簡単な例を示すことにします。

- (1) 例えば、方法としての「ネットワークの利用」を目的と仮定する場合、「ネットワークの利用」を実現するための方法として、「ネットワーク環境の確保、電源の確保、ネットワーク利用のためのスキルまたはリテラシの確保 etc.」を考えることができます。
- (2) 次に、例えば、「ネットワーク環境の確保」を目的と仮定する場合、「ネットワーク環境の確保」を実現するための方法として、「通信回線の確保、端末装置の確保、必要なアプリケーションソフトウェア (アプリ) の確保、通信のための時間と場所の確保 etc.」が考えられます。
- (3) 次に、例えば、「通信回線の確保」を目的と仮定する場合、「通信回線の確保」を実現するための方法として、「必要な資金の確保、必要な契約の締結、通信装置等の設置、通信障害の原因となる事象の除去など」が考えられます。
- (4) そして、例えば、「必要な契約の締結」を目的と仮定する場合、「必要な契約の締結」を実現するための方法として、「プロバイダの選択、決済口座の確保、実際の契約交渉など」が考えられます。
- (5) この授業の中で「身の回りの具体的な出来事」を指示する場合、少なくともこのレベルの具体性をもった事象を指します。
- (6) なお、当然のことながら更に細かなレベルも考えられます。例えば、「プロバイダの選択」を実現するためには、「現実に存在する接続サービスプロバイダ (OCN, au, Softbank 等) に関する基本情報の入手、調達可能な資金内で利用可能なサービス (利用可能な最大バイト数、通信速度等) の調査、その他の契約条件 (拘束条件、解約条件、違約金の有無等) の調査 etc.」が考えられます。

以上のとおり、目的と方法の関係は、

- (a) 精密な要素分析を踏まえた上で、
 - (b) 仮説としての因果関係を認識し、
 - (c) 各要素の階層構造を把握し、適切に位置付けること
- によって理解可能となります。

ここで「仮説としての因果関係」という表現は、「理論的には蓋然性が高いと主観的に判断できる」ということを意味します。「必ずそうなる」ということを意味しません。

例えば、「人間の社会においては、民主主義と自由主義を実現すべきだ」ということが人類の理想の一種であることは疑いようがありません。しかし、それは仮説としての因果関係としての主張に過ぎません。

仮説としての因果関係は、実現すべき目標の一種ではあり得ても、事実そのものではありません。現実にはそのような状態を確保・維持するためには常に努力の継続が求められます。

例えば、これまでは世界中で最も民主主義・自由主義が確保されている国家だと信じられてきたアメリカ合衆国の現況を見れば、それが単なる「理想（観念的な目標）」の一種に過ぎず、客観的に存在する「事実」ではなく、しかも、極めて簡単に破壊されてしまうものなのということを知ることができます。

一般に、「仮説」は、ある目的を実現するための必須要素の束として理解できます。

一般に、本来、人間は非常に個性的な存在であり、明らかに個人差があるので、誰にでも使える「万能の方法論」のようなものは存在しません。そのことを踏まえた上で、学術における「目的」と「方法」の関係一般に関して理解しようとする場合において参考となる書籍として、ヴィーコ（Giambattista Vico, 1668-1774）の『学問の方法』があります。

この書籍は、1708 年にナポリ大学において実施された新入生向け講義の講義録を元に加筆して作成された書籍です。ヴィーコが実際の講義はもっと簡略なものだった可能性があります。内容的には大学の講義の「本来あるべきレベル」が示されていると考えられます。

真理に至るための「方法論」を徹底的に考えた哲学者の 1 人としてデカルト（René Descartes, 1596-1650）がいます。彼が思索した内容は『方法序説』という書籍にまとめられています。『方法序説』に関しては、意図的に難しく翻訳した翻訳本や意味不明な翻訳本もありますが、そこに書かれている内容は、本当は、それほど難しいものではありません。

デカルトは、『聖書』の教えを絶対的なものとし、『聖書』の「教え」を金科玉条として丸暗記するだけであり、そこから抜け出ようとしなないことは、何も思索していないのと同じだという趣旨のことを述べています。

しかも、自分の思索（だけ）が絶対的に正しいという保証は何もないので、他者による思索の結果

やその集団的な表現である「常識」からも謙虚に学ぶべきだという趣旨のことも述べています。いずれも当然すぎるくらい当然のことです。

しかし、当時の欧州はカトリック教会が絶対的な権威者でした。異端者は、「魔女」として粛清（火あぶりにより処刑）されました。

一般に、特定の宗教が支配しており、その教義に反する言動が許されない国家は、現在でも地球上に多数存在しています。

世界は、同時に進化しません。それゆえ、デカルトの苦悩は過去の苦悩ではありません。

一般に、他人の思考方法を知することは自己の思考方法を豊かにするための肥料となり得ます。

様々な書籍がありますが、この講義と関係する日本語で書かれた書籍としては、中村雄二郎『術語集一気になることばー』（岩波新書）や養老孟司『バカの壁』（新潮新書）から様々な示唆を得ることができます。

2 情報の概念

2.1 一般的な説明

一般に、

- (1) ある対象（事象）の名称と内容とは本質的に関係がないということ、
- (2) ある対象（事象）には名称だけが存在し、内容が不存在の場合もあり得ること、
- (3) ある対象（事象）の名称と内容とを関係付けるのは情報の受信者の側の脳内の機能であること

を理解することが重要です。

情報（information）を集合の一種としてとらえた上で、ある集合と別の集合とを識別するために名称が存在します。そのような識別のために使用される名称のことを識別子（identifier）といいます。

他方、ある集合の内容を構成する要素の総体のことを「コンポーネント（component）」と呼ぶことがあります。また、その対象が、ある集合の構成要素であるという状態を示すために「エレメント（element）」という概念が用いられることもあります。集合と無関係にコンポーネントやエレメントが成立することはありません。

一般に、情報は、それ自体としては何も内容を含んでいません。「 ϕ 」です。情報の概念は、「情報」という符号列が存在するということだけでは（実質的な内容という意味では）何も意味しません。

このことは、インターネットを介してデータを運搬するためのパケットでも同じです。「パケット」

は、単なる箱に過ぎず、それだけでは「 ϕ 」です。

パケットの中に何か具体的なデータが入れられれば、そのパケットによって具体的なデータが運搬され、または、記録されます。

このことは、また、「知識」でも同じです。「知識」という語は、それ自体としては何も内容をもたないので「 ϕ 」です。

何か具体的な内容をもつ知識であれば、「知識」という名の箱によってその具体的な内容が運搬され、または、記録されます。

具体的な内容をもった情報が存在すれば、「情報」という名の箱によって、ある発信場所から受信場所へとその具体的な内容が運搬 (transmission) され、あるいは、記録保存 (storage) されます。

一般に、具体的な内容のない「情報」は、単なる概念上の模型のようなものに過ぎず、それ自体としては、社会的に何らの機能も作用ももちません。

社会の中で機能しているのは、情報の内容なのであって、概念としての「情報」ではありません。つまり、情報は、その内容を運搬し、または、記録するための道具概念に過ぎません。高度な情報理論を学ぶことそれ自体は有用なことです、現実の社会では、実際に使用される個々具体的な情報内容を正しく認識・利用できることのほうがもっと重要です。

以上で理解できるように、「情報」、「知識」及び「パケット」は、いずれも何らかの内容を運搬・記録するために使用される道具概念です。換言すると、別の目的を実現するための方法 (手段) の一種に過ぎません。

それゆえ、それらの道具を使用して達成しようとする目的を示す「内容」を理解することが大事です。

法情報に関しても、「法情報」それ自体は道具的な概念に過ぎません。「法情報」の具体的な内容は、個々具体的な法解釈学の学習及び法運用の実務を通じて習得されるものです。

それらの個々具体的な法解釈学の学習及び法運用の実務が十分ではない場合、「法情報」という名の箱に入れられる内容物を想像することもできないことになりますので、「ないやがないや (内容が無いよう)」=「 ϕ 」の状態となります。

そのような具体的な内容を可能な限り豊富にするためには、(1)大学法学部の学生としては、基本的な科目を猛烈に勉強して完全に習得すること、そして、(2) (もしチャンスがあれば) 弁護士事務所、税務署または官公庁等のアルバイトやインターンシップ等を通じて法運用の実務の一部を体感することが非常に効果的な方法の1つとなります。

一般に、理論と現実とは異なるものですし、理想が実在することもあり得ないことなので、(2)の実体験は、(それが模擬的なものであることを前提としても) 当該分野の現場の実際を知る機会を与え

られているという意味で貴重です。

2. 2 「情報」という語の歴史上の用例

ここで、「情報」という語の歴史上の用例について触れておきます。

一般に、第二次世界大戦前の日本国（大日本帝国）においては、「情報」という語は「諜報」のことを意味していました。

そのため、現代では「情報」を英語表現すると「information」となりますが、第二次世界大戦終了前において「情報」を英語表現すると、「諜報」を意味する「intelligence」となります。

「情報」に関し、現代においても類似の用例は存在しています。例えば、各国の軍における情報将校とは、単なる連絡官（contact points）のことを指すのではなく、国家軍としての諜報活動や謀略活動を担当する将校のことを指します。

現代英語の「intelligence」は、「知性」等を示すために使用されるというよりは、各国の諜報機関（スパイ機関）、諜報機関の活動、諜報機関が保有し分析対象とする特殊な情報のことを意味するのが普通です。

ただし、日本国と韓国（大韓民国）は、中国とロシアという極めて強大な軍事国家の直近に位置しているというかなり面倒な国際的な地政学上の状況の下にあり、また、国内の政治家にも左右両派の者が混在しているなど複雑な情勢にあります。そのため、諜報学（Intelligence）という高リスクの授業科目を前面に据える大学は、普通の大学としてはほぼ皆無です。

なお、参考となる書籍として、小林良樹『インテリジェンスの基礎理論（第2版）』（立花書房、2014年）があります。

2. 3 法情報を分析検討の対象とするための道具概念

（法情報の場合を含め）情報を分析・考察の対象として取り扱う際に必須となる幾つかの道具概念について説明します。

2. 3. 1 識別子(identifier)

「情報」、「パケット」及び「知識」等を（中身の無い）箱のようなものとして理解した場合、どの箱も（内容が無いという意味で）均質なので、区別する必要性がありませんし、その中身が無い以上、箱を区別しても無意味です。

およそ、一般的な抽象概念というものは、そのような共通の性質をもっています。

何らかの意味で識別すべき必要性が発生するのは、「情報」、「パケット」及び「知識」等として認識可能な箱の中に何らかの内容が入れられるときです。

その箱の内容は、その箱そのものを示す一般的な抽象概念の名前を使用しただけでは、外からは区別できません。

例えば、「情報」の内容が機密 (classified) である情報と「情報」の内容が公開 (open) である情報とが存在する場合において、単に「情報」と表現しただけでは全く識別力が生じません。

この例の場合、「機密」と「公開」は、性質 (属性) の異なる情報であることを識別するための形容詞的な識別子として機能しています。

識別の必要性の程度は、状況 (特に TPO) によって異なります。

その TPO を素早く察知し、TPO の内容・程度及び必要性に対応して迅速・適切に対処できる人材は優れた人材です。

例えば、あくまでも一般論として、「機密情報」と「公開情報」を抽象的に論じる場合には「機密」と「公開」だけでも識別子として機能し得ますが、実際には、それだけでは足りません。

例えば、明治大学法学部の学生の成績データは、機密情報の一種です。

しかし、その成績データを「機密情報」と表現しただけでは「明治大学法学部の学生の成績データ」を限定して特定 (identify) したことになります。

この例の場合、「機密性」という属性をもつか否かによって識別可能な「機密情報」という大きな集合の中から、「明治大学法学部の学生の成績データ」という部分集合を選別・識別していることになります。

しかし、「明治大学法学部の学生の成績データ」だけでは、明治大学法学部発足以来今日に至るまでの間に所属した全ての学生が含まれることになるので、ほぼ何も特定されていないのと同じです。ある特定の個人 (identified person) を特定するためには、「明治大学法学部の学生」だけでは絞り込んで特定できません。入学年度、学籍番号等の別の識別子を多重に組み合わせて使用しないと、特定の個人を識別できません。

この例で理解できるように、1 個の識別子だけで識別できることはむしろ稀に近いことであり、通常は、複数の識別子を多重に適用して絞り込みをかけ、唯一無二 (unique) に特定することになります。

(法の基本概念を例とする識別子の説明)

例えば、民法の解釈という文脈 (context) または環境 (environment) において、「意思表

示」は、「法律行為」の要素です。この場合、「法律行為」という集合を抜きにして「意思表示」を論じても、ほとんど意味がありません。

この場合、「法律行為」という名称は、「意思表示」を構成要素とする「法律要件」の集合の識別子であることになります。「法律要件」は、「法律行為」だけではなく、「事件」のような意思表示を構成要素としないものも含む集合の名称（識別子）です。

このように、識別子それ自体は、固定的・絶対的なものではなく、観点によって変動する相対的なものです。それゆえ、どの範囲 (scope) で、どの深さの程度または階層 (layer) に位置しているかという文脈理解を正確に踏まえた上で、名称（集合の識別子）とその構成要素との関係を理解することが大事です。

例えば、一般に、「法律要件」という名称（識別子）だけを暗記してみても、その構成要素 (component) である「法律行為」や「事件」などの内容の全体像を理解していなければ、全く何も知らないのと同じことになります。

一般に、民法総則の授業では、構成要素だけを講義で教えるのが普通なので、たいていの学生が何のことやら理解できなくなってしまう。

しかし、例えば、「契約 (contract)」のような法律行為という集合があるということをイメージしながら、

- (1)
 - (a) その法律行為の構成要素である意思表示の全部または一部が不存在である場合、
あるいは、
 - (b) その法律行為の構成要素である意思表示の全部または一部に何か問題（瑕疵）がある場合、
- (2)
 - (a) その法律行為がそもそも存在していると言えるのか否か、
あるいは、
 - (b) その法律行為が存在しているとしても、適法・有効に法律効果を発生させるものであるか

等々…という具合に、「全体」と「部分」との関係として考えれば、比較的円滑に理解を進めることができます。

また、例えば、上掲の図1を「制定法」の集合としてとらえた場合、構成要素 X は「法規範」としての属性を示す構成要素であり、構成要素 Y は強制力の程度を示す構成要素であり、そして、構成要素 Z は強制力の態様を示す構成要素として整理することは可能です。

あるいは、上掲の図 1 をより形式的なものとしてとらえた場合、存在形態に着目し、X は「文書」という存在形態をとる法情報（法律、規則、行政規則、通達、社内規則、学則 etc.）、Y は「口述」という存在形態をとる法情報（刑事判決の宣告、裁判官の訴訟指揮、文書によらない命令・指示 etc.）、Z は「社会生活上の経験」という存在形態をとる法情報（部分社会における慣習法を無視した場合における無言の圧力、世間からの冷たい視線の経験 etc.）として集合要素を整理することも可能です。

要は、どのような観点から分類・整理しているのかを明確に自覚していることが大事です。それなしには、単純な知識のレベルでも混乱が生じます。

以上に述べたことを定式化して説明するとすれば、階層構造（レイヤ）と適用範囲（スコープ）を明確に認識・理解し、構造的な把握につとめることが大事です。

以上に述べたことは、逆に、空集合（ ϕ ）であっても情報伝達できるということの機能の基本になっています。例えば、「烽火」がその例です。烽火は、それ自体としては、単なる煙に過ぎませんので、信号だけが存在しており、情報内容である構成要素を含まないものです。しかし、受信者が、（例えば、暗号の解読書のような）その信号を解読するための手段をもっている場合、情報伝達が存在することになります。受信者がそのような手段をもっていないときは、何らの情報伝達も起きません。

ある信号が空集合（ ϕ ）ではなく、1 個または複数の構成要素を含む集合である場合、その信号は、複合的なものとなります。その構造は、信号それ自体の物理的形態によって異なります。

（ガラス瓶による比喩的な例による識別子の説明）

識別子（identifier）について、比喩的な例で説明してみましょう。なお、比喩なので、正確性は担保されません。

ここにガラス瓶があると仮定します。ラベルも何もないガラス瓶だけが存在すると仮定します。ガラス瓶だけだとその中に何を入れてもかまわないので、「汎用性のある容器」として利用可能です。現実には、細菌やウイルスまたは毒物が付着している可能性が否定されないので、洗浄・殺菌・消毒してからでないとそのガラス瓶を使用できませんが、そのような些末な問題または副次的な問題は、とりあえず全部捨象することにしします。

このガラス瓶だけが存在するという例においては、そのガラス瓶の形状それ自体が識別子になっていると理解することが可能です。

ガラス瓶は、中空の筒型の物体である場合、そのままでは容器として利用できません。つまり、識別子（identifier）は、符号列だけではなく、立体的な形状という 3 次元的なものとしても存在し得ます。それゆえ、立体商標の法的保護が問題となるわけです。立体商標に関しては知的財産法の授業の中で取り扱うので、これ以上深くは立ち入りません。

ところで、瓶だけが存在する状態では、その中に何も入っていない状態なので、瓶の内部の空間を「集合」の一種と理解するとすれば、「瓶」という識別子 (identifier) をもつ空集合 (ϕ) が存在すると理解することもできます。

次に、空のガラス瓶に「オレンジーマレード」というラベルが貼付してあると仮定します。

この場合において、そのラベルが識別子 (identifier) になるかどうかは、使用者の認識と意図によって左右されるので、相対的・恣意的なものと言えます。換言すると、そのラベルは、絶対的・固定的なものではありません。

例えば、ラベルの貼付の有無を問わず、「とにかくガラス瓶であれば何でも欲しい」という利用者にとっては、ラベルの存在もラベル上の「オレンジーマレード」という文字 (符号列) も、全く存在しないのと同じことになります。つまり、そのような場合、ラベルの存在及びラベル上の文字 (符号列) は、識別子 (identifier) としては認識されません。

他方、ガラス瓶の用途を分類・整理するという目的で、そのガラス瓶の所持者が自分でそのラベルを貼付したのだとすれば、少なくともその所持者にとっては、そのラベルの存在またはラベル上の「オレンジーマレード」という文字 (符号列) が分類・整理のための識別子 (identifier) として機能していることになります。

もっとも、その所持者の都合により、オレンジーマレードではない別のものをそのガラス瓶に入れることになるかもしれません。その場合、上述と同様、ラベル及びラベル上の文字 (符号列) は、識別子 (identifier) として使用されていないことになるので、全く存在しないのと同じことになります。

(ガラス瓶を用いた別の比喩的な例による識別子の説明)

「オレンジーマレード」と記載されたガラス瓶の中にはオレンジ色のゼリーのようなものが入っていると仮定します。そのことだけで、そのオレンジ色のゼリーのようなものをオレンジーマレードだと判断することは可能でしょうか？

この例においては、そのオレンジ色のゼリーのようなものが「オレンジ色をしている」という事実は、それ自体として、色彩の相違を示す識別子 (identifier) となり得ることは否定できません。

しかし、その色彩の相違を示す識別子 (identifier) だけでは、そのゼリーのようなものが食用のものであるかどうかを判別することはできません。換言すると、色彩に関する識別子 (identifier) は、食用であるか否かを識別するための識別力 (identifiability) をもっていません。

もしかすると、そのオレンジ色のゼリーのように見えるものは、ワックス (蠟) でつく

られたマーマレードの見本のようなものかもしれません。誰かを毒殺するために用意された毒入りのゼリーのようなものかもしれません。

あるいは、本当にオレンジマーマレードなのだけれども、有害な細菌が繁殖していて食べてはならない状態に劣化しているものかもしれません。

通常、(警戒心のない者等を除き)人間がそれらのリスクを避けるためにやっていることは、「わからないものは食べないで捨てる」という判断または行動決定、あるいは、内容物がマーマレードであることは知っている場合には、「腐敗のリスクが存在するかどうか匂いをかいでみる」という判断または行動決定、または、予想可能なリスクを解消するための他の何らかの判断または行動決定を実行するからだと考えられます。

前者の「わからないものは食べないで捨てる」という判断または行動決定を選択する場合、「その集合を無意味なものと解釈し、アクセスしない」という判断または行動決定として理解することが可能です。

これに対し、「腐敗のリスクが存在するかどうか匂いをかいでみる」という判断または行動決定を選択する場合、嗅覚により得られる臭気情報を別の識別子 (identifier) として重畳的に適用し、判別していることになります。

「臭気」という集合を考える場合、その構成要素は、臭気の源となっている化学物質の微粒子ということになりますが、その化学物質の微粒子によって惹起される臭覚器官の反応は、その匂いをかぐ者の過去の経験という集合の中に含まれている構成要素 (腐敗したものを食べて腹痛を起こしたり熱を出したりという苦い思いをした経験、腐敗臭について専門的な教育・訓練を受けた経験、腐敗臭がある場合には用心すべきだと教えられた経験など) が記憶として再現されることによって初めて「内容のある情報」として機能することになります。

このような場合、化学物質の臭気という情報が受信者である人間に伝達されたという意味で「発信者のいない受信者だけの通信」として理解することは不可能ではありません。しかし、「匂いをかいでみる」という行動を決定した時点で、「その者自身が発信者であると同時に受信者であるような通信」が開始されたと解釈することも可能です。後者の解釈を採用する場合、通信当事者 (送信者と受信者) の「混同」の場合だと理解することもできます。

一般に、「自問自答」とは、人間の脳内だけで行われるのが普通ですが、この比喩的な例のような場合のように、「匂いをかぐ」という行動決定をし、物理的な外形的行動を伴う場合を含みます。

(より抽象的な事柄による識別子の説明)

例えば、「個人情報とは何か?」という問題に関し、「個人を識別するための情報」または

「個人を識別することのできる情報」と定義することは可能ですし、現行の個人情報保護法もそのように定めています。その代表例として、しばしば「氏名」があげられます。

しかし、例えば、上述のガラス瓶に「John Doe」という文字（符号列）が記されていたとしたら、どう考えるべきでしょう？

英米法をきちんと勉強した受講者であれば、「何とたちの悪い比喩的説明だ」と呆れるかもしれません。

しかし、英米法を勉強していない受講者の場合には、「Doe」という姓で「John」という名の誰かの所有物であることを示す識別子（identifier）だと考えるかもしれません。現実には「John Doe」という名をもつ人間が存在するかどうかは知りませんが、もしかするとどこかの大学の法学部またはロースクールに「John Doe」をニックネームとする訴訟法の教授が実在するかもしれません。そのような人間が実在する場合、あくまでも机上の理屈としては、「John Doe」が識別子（identifier）となっていると言えます。

では、そのガラス瓶のラベルに「John Doe」という文字（符号列）と「オレンジーマレード」という文字（符号列）が記されているとしたらどうでしょうか？

この例を全体としてジョークであると解釈することは、もちろん可能ですが、ジョークではない形式論的な説明としては、「氏名」の識別子と「用途」の識別子が重ねて記載されていると解釈することが可能です。

そのいずれの識別子としての機能は、観察者の目から見た「解釈（interpretation）」なしには生じないものであり、その意味で主観的なものに過ぎないので、(1)「John Doe」が実在するかどうか、(2)「John Doe」という者が実在し、その「John Doe」が「オレンジーマレード」と記載したかどうかとは無関係のことです。

まして、「John Doe」が実在し、「オレンジーマレード」と記載したとしても、その John Doe 氏がなぜそのように記載したのかをそれらの識別子（identifier）それ自体から知ることとはできません。

他に付加的な情報が存在し入手可能でない限り、それら全てが観察者の推理または想像だということができます。

それゆえ、例えば、個人情報保護法または個人情報保護法学の分野において、「氏名」なるものが「いついかなる場合においても識別子（identifier）である」と理解することは、かなり危険なことだということを理解できると思います。

要は、「誰が、何の目的で、そのような名称を使用するのか？」がその符号列の社会的機能や識別力を決定しているので、一般的には、そのような目的や用途を知っていることのほうがはるかに重要なことだということを理解してください。

(公式の識別子が識別子として機能しない場合の識別子の説明)

公式の識別子が識別子として機能しないことがあります。

例えば、複数の古墳によって構成される古墳群という集合に含まれる個々の古墳には識別のための番号が付されるのが通例ですが、当該古墳群が異なる自治体にまたがって存在している場合、それぞれの自治体の教育委員会によって異なる付番が行われてしまうことがあります。

このような例では、公式の付番が複数併存しているので、公式の付番によって一義的明確な識別を期待することができます。このような場合、実際に存在する個々の古墳の地理的な所在地そのものが識別子となっており、その識別子によって識別される個々の古墳という集合の構成要素は、「公式の付番」という公的な識別子の行列になっています。

しかし、それでもなお、公的な識別子は、依然として公的な識別子のままです。識別力のない識別子であっても、依然として公式のものであるとの扱いを受けます。

一般に、「公式 (official または formal)」は、そのような場合を含みますので、「公式である」というだけで評価を確定させてはなりません。

2.3.2 属性 (attribute)

一般に、属性 (attribute) は、法理論または法体系を考える者（法学者や裁判官等）の価値判断に基づいて付されるものなので、その意味で主観的または恣意的なものであり、客観的または固定的なものではありません。

属性の付与が主観的・恣意的なものであるということは、法情報における場合に限らず、植物分類や動物分類を含め、全ての種類の分類 (classification) において言えることです。それゆえ、法情報の属性値に関しても、法学者や裁判官等によって異なる評価や判断が行われ、その結果、ある法現象が別の属性をもつものとして表現されることがあるのは当然のことだと言えます。

換言すると、法理論 (dogma) というものは、いかなる法理論についても、過去の学者の個人的な思考結果を符号化して記録化したものに過ぎず、客観的な事実そのものではありません。それゆえ、観点を少し変えると過去に通説であった法理論が全否定されてしまうようなことがしばしばあります。

例えば、第二次世界大戦前において否定することの許されないもの（否定すれば不敬罪として処罰されるもの）として学生が必ず暗記を強いられた憲法学（大日本帝国憲法の解釈論または法理論体系）は、日本国憲法の制定と共に完全に反故にされてしまいました。

日本国憲法が統治の基本原則となっている現代の日本においても、左翼的な学者の法理論と右翼的な法学者の法理論とはそれぞれ異なる部分があります。観点や世界観の相違により、法学部の教育の中等において、かなり異なる内容の法理論がそれぞれ「真理」として語られ、あるいは、その暗記を求められる例の 1 つです。それらの中には、洗脳の一環に過ぎないものも含まれます。

その意味では、既存の法理論や法体系を単純に暗記するだけでおしまいにしてしまうのでは何らの考察能力や判断能力も見につけておらず、ステレオタイプのなあてはめしかできない状態にあると言っても過言ではないでしょう。

抽象化または具体化のレベルがどのレベルなのかを明確に認識して考察する能力、可能な限り多数の具体例を知るための努力が必要です。特に法学を職業としたいと考える者には、理論物理学における素粒子的な構成要素のレベルまで徹底的に解析し尽くす探究心が必要で、そのような要素相互の関係や作用を関係論的に認識できる優れた能力が求められます。

属性を示す識別子は、存在します。例として、「機密」及び「公開」との語（形容詞）は、ある属性（attribute）を内容とする概念を示す語（識別子）としても使用されます。

例えば、ある情報の集合が存在している場合において、その集合を構成する情報を「公開可」の情報と「公開不可」の情報に分別すべき必要性が生じた場合、「機密」という属性をもつ情報であるか否かによって識別（分別）が行われることになります。

このような分別が行われる場合、「公開可」の箱の中に入れられる情報と「公開不可」の箱の中に入れられる情報を分別するだけで作業が完了します。

ただし、思考順序が逆になることもあります。

例えば、ある特定の学生の特定の科目の成績データに関し、「公開可」または「公開不可」の判定を行う場合、「公開不可」との判定の論拠として、「機密属性のあるデータだから」との理由が付されることがあります。

このような場合、トートロジーが存在するかもしれないという点に留意してください。

ここでも、個々の属性値の機能や作用またはそれを使用すべき必要性の有無は、状況（特に TPO）によって異なります。

この点に関して、名誉棄損を構成するような非常に悪い例を想定してみると、理解がより明確になるでしょう。

例えば、「明治大学法学部の学生の成績データ」だけでは、明治大学法学部発足以来今日に至るまでの間に所属した全ての学生が含まれることになることは既に述べたとおりですが、明治大学法学部発足以来今日に至るまでの間に所属した全ての学生が含まれる以上、その中には、人生において成功する人も失敗する人も含まれることになりますし、極めて優秀な人もそうでない人も含まれることになります。

それゆえ、明治大学法学部に在籍した全ての者を一律に扱い、「明治大学法学部の学生は、***だ」と表現することは、ほぼ常に、根拠のない(または、あり得ない)虚偽内容の表現となります。そして、その表現内容と相反する属性をもつ者との関係では、侮辱罪または名誉毀損罪を構成し得る違法な表現行為であり得ることになります。

いわゆる「差別表現」というものの本質を理解するためのポイントはここにあります。

ある特定の個人に対する属性評価によって、その特定の個人を含む集合に属する全ての者の属性値を決めつけることは、差別表現となり得ることを理解してください。

2. 3. 3 AI との関係

識別子及び属性値についてここまで説明したことは、人工知能技術 (AI) の限界を理解するためにも非常に有用なことです。

例えば、昆虫のような小動物を含め、動物の感覚器の機能と基本的には変わらない人間の感覚器の機能を人工的に代替・実現し、自動走行自動車を構築するという文脈においては、「価値判断」の要素がほとんど含まれておらず、(現実的にまたは将来的に) ほとんど全ての場合に自動処理化することが「可能」の範囲内にあると考えられます。

このような価値判断の要素を含まない場合に対し、例えば、企業の人事担当者として、従業員の採用に応募してきた者が「求める資質・能力・技能」をもつ者であるか否かを判定すること、その応募者が当該企業の利益のために寄与し得る者であるか否かを判定する場合には、価値判断が重要となることがあります。

そして、そのような判断は、容易ではないことがあります。(通常言われているような経営理論上の要素とは全く無関係な要素によって) 当該の応募者の未来の思考・発想・行動・仕事の態様が著しく変化してしまうことは往々にしてあり得ることだからです。また、価値判断の基礎となっている世界全体または日本国内の経済情勢や国際政治上及び国際経済上の力関係は、常に大きく変化し続けています。

そのようなシステム構築の時点または LLM による学習時点では未知の要素は、その要素が未知であるがゆえに、予め AI の中に組み込んでおくことができません。

現在話題となっている Chat GPT のような自律学習型 AI システムの問題点 (特に法的問題点) に関しては、Cyberlaw ブログの中で何度も触れてきました。

以上の諸点に関し、より詳しい理解を得たいと考える受講生は、EU の規則(EU)2024/1689 (人工知能法) の参考訳と欧州評議会 (CoE) の人工知能枠組み条約 (CETS No. 225) の参考訳及びそれらの参考訳中の解説部分を読み、考えてください。

さて、現代の若い世代は、好きでもいやでも AI システムとつきあっていかなければならま

せん。

その際、AI システムと称するものを使用して顧客を騙そうとする者の行動または AI システムを悪用して違法な利益を得ようとしている者の行動によって被害を受けないようにするためには、冷静な判断力と明確な分析能力が必要です。

そして、そのために、基本的な素養の一部として、識別子及び属性という概念がどのような TPO においてどのように機能するのかを正確に理解していることが極めて重要になります。

(生成 AI における問題点ー特に憲法違反問題)

今日の生成 AI では、別の知能モデルが使用されており、技術基盤としてはニューロコンピュータの技術が使用され、学習によって知識が蓄積されています。

しかし、世界存在する知識は均一ではありません。

例えば、宗教 A を信ずる人々にとっては「宗教 A の経典に書かれていることは真理である」ということになりますが、宗教 A を邪教として攻撃している宗教 B を信ずる人々にとっては「宗教 A の経典に書かれていることは誤りである」ということになります。これら 2 つの知識を単純に学習すると自己矛盾を起こします。そこで、担当エンジニアは、どちらかの知識が正しいと判定するように調整（チューニング）を行います。

さて、このエンジニアが宗教 A の熱心な信者であると仮定した場合、「宗教 A の経典に書かれていることは真理である」という回答を出力するようにシステムを調整（調教）することでしょう。このシステムを使用する利用者が宗教 B の熱心な信者だった場合、その利用者はこのシステムが正しい思考をするシステムだと判断するとは想像できません。

その反対の場合（エンジニアが宗教 B の熱心な信者であり、利用者が宗教 A の熱心な信者である場合）でも同じです。

そして、もしそのようなシステムが国家予算によって構築されているとすれば、露骨に「信教の自由」に対する国家による侵害行為であることになります。

同様の例は、学術の分野においても発生し得ます。

例えば、『万葉集』の読み方に関しては、様々な立場や見解があります。学問の自由があるので、どのような読み方をしても基本的には自由です。もともと『万葉集』の時代の思想がそのまま現代まで残っているわけではないので、後代の学者の私的な意見の集積が「学説」を形成しているのに過ぎません。

夏井高人『『万葉集』の 161 番歌』

<http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/Manyo161.pdf>

夏井高人 『万葉集』の 169 番歌

<http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/Manyo169.pdf>

ところで、『万葉集』の正しい読み方をガイドするために生成 AI の技術を用いた知識データベースが構築されたと仮定します。

世界に存在する様々な解釈の中には相互に矛盾するものもあるので、エンジニアは、どれか 1 つが正しいという出力をするために、自分が気に入らない学説や見解をどんどん削除してしまわなければなりません。これは、自然人であれば「洗脳」に相当する行為です。

そして、もしそのようなデータベースシステムが国家予算によって構築されているとすれば、露骨に「学問の自由」、「思想の自由」及び「表現の自由」に対する国家による侵害行為であることになり、かつ、国家による思想統制の一部であることにもなります。

日本国憲法の下においては、これらの例のような特定の立場の考えに従って調教されたシステムに対して国家予算が投入されており、国から国民に対して、そのようなシステムが「正しいもの」であるとしてその利用が推奨されている場合、明白に憲法違反となります。

3 情報学としての法情報学

一般に、情報の具体的な内容は多種多様です。それゆえ、異なる内容の情報類型に即して多種多様な情報学が成立可能です。

現代の情報学は、当該学術分野が上述の軍事上の諜報 (intelligence) の要素を含まない場合には、情報 (information) をそれ自体として考究する学術の一種であることを示すため、「informatics」と英語表現されます。

3.1 情報学

情報学 (Informatics) は、情報 (information) それ自体を学術研究の対象とする学術分類上の名称 (識別子・identifier) です。

情報学一般に関しては、「国立情報学研究所」のサイト内にある関連資料等が参考になります。

「国立情報学研究所」のサイト (<https://www.nii.ac.jp/>) 内にある関連資料等は、簡潔に書かれているものが多いですが、「情報学」の入口において読むべきものが多数含まれています。国立情報学研究所は、各分野の専門論文等の参考情報 (reference information) のデータベースも提供しています (<https://ci.nii.ac.jp/>)。

3. 2 情報学における情報の分類

情報は、更に多種多様に分類されています。これらの分類の相違は、観点の相違（主観的価値判断基準の相違）に基づくものです。

例えば、表 2 のような分類があり得ます。

信号の形態による分類	文字情報
	音声情報
	映像情報 etc.
信号が bit で表現されるか否かによる分類	デジタル情報
	アナログ情報
組織内に限定して利用可能な情報であるか組織外から入手可能な情報であるかによる分類	内部情報
	外部情報
情報が利用される領域・分野による分類	法情報
	企業情報
	工業情報
	農業情報
	漁業情報
	気象情報 etc.
情報の発信主体による分類	政府情報
	民間情報 etc.
権威の相違による分類	公式情報
	非公式情報

表 2

このような分類を基礎として、多種多様な情報学が構築可能です。

例えば、農業と関連する内容の情報に関しては農業情報学が成立可能ですし、自然環境と関連する内容の情報に関しては自然環境情報学が成立可能です。戦争と関係する内容の情報に関しては戦争情報学または諜報学が成立可能です。

ただし、多種多様な情報学が成立可能だとは言っても、例えば、認知心理学、脳科学及び認知工学あるいは認識哲学と関連する共通部分は存在するので、そのような諸々の情報学を横断する共通部分を学術研究の対象とする一般的な情報学も成立可能です。

このような意味での一般的な情報学は、従来は、哲学の一部とされてきたものとして理解することが可能です。

3. 3 法情報学の位置づけ

3. 3. 1 一般的な説明

法情報学は、法の分野に属する事象を集合要素とする集合です。法情報学の集合は、情報学 (informatics) の集合の部分集合として理解することが可能です。

「法情報学」は、「legal informatics」または「law informatics」と英語表現されます。

法情報学は、情報学の一種です。ただし、私は、法情報学の講義の中では、純粋に法情報学の分野に属する事柄だけではなく、サイバー法や情報法等の関連諸分野から説明用の素材を拾い集め、法情報学の中で立法事例または裁判事例 (example) として紹介しています。

情報法 (Information Law) は、情報及び情報通信を主体とする実定法の法解釈学です。

「情報法」という名称をもつ科目は他の大学にも存在しますが、その実質的な科目内容は、新聞やテレビ等を介した表現の自由を重視する「メディア法 (Media Law)」である場合や知的財産法に含まれる内容のみを提供するものが多く、名称と内容とが一致していないことがあります。

サイバー法 (Cyberlaw) の「サイバー (Cyber)」は、「サイバネティクス (Cybernetics)」に由来します。サイバー法は、主としてサイバー空間 (Cyber space) の法を対象とする解釈法学として発展してきました。

私自身は、情報ネットワーク (サイバー空間) を必須の構成要素とする対象を規律する実定法の法解釈学の総体がサイバー法 (Cyberlaw) であると理解していますが、既に説明したとおり、更に進化した内容・構成による「サイバー法」の構築を目指しています (夏井高人「アシモフの原則の終焉ーロボット法の可能性ー」法律論叢 89 巻 4・5 号 175～212 頁参照)。

他方において、例えば、法令というタイプの法情報を読んで理解しようとする場合、当該法令の条文だけではなく、法制度全体に関する知識・理解が必要となることがあります。加えて、個々の法令を解釈・適用しようとする、その解釈・適用のための必須の前提となる他の法令や法分野に関する正確な知識・理解も必要となるということもあり得ます。

3. 3. 2 明治大学の『法情報学』の歩み

明治大学法学部の「法情報学」は、私自身の 14 年間の裁判官経験と (SHIP プロジェクトにおける研究活動を含め) 29 年以上にわたる法情報学研究の成果として達成された現時点におけるベストの内容のものだと自負しています。

私の裁判官在任中の研究成果に関しては、夏井高人『裁判実務とコンピュータ』(日本評論社・1993 年) を精読してください。

SHIP プロジェクトを開始した当時、世界中の大学等の中で、現実に大規模な法情報データベースサービスを提供し、かつ、法情報学の分野に属する研究を徹底的に遂行していたのは、米国ニューヨーク州コーネル大学の「Legal Information Institute (LII)」とオーストラリアのニューサウスウェールズ大学の「Australasian Legal Information Institute (AustLII)」だけでした。SHIP プロジェクトでは、それらの研究機関の代表者であるピーター・マーチン (Peter W. Martin) 教授とグラハム・グリーンリーフ教授 (Graham Greenleaf) を招請し、国際シンポジウムを開催しました。

両教授は、共に当時における世界最高峰の教授でした。LII と AustLII は、州政府及び大学からの継続予算を得て後継者に引き継がれ、現在でも運営されています。

この SHIP プロジェクトにおける国際シンポジウムの記録を含め、SHIP プロジェクトの研究成果をまとめた冊子 (PDF) は、明治大学リポジトリからダウンロードできます。是非読んでください。

明治大学学術成果リポジトリ

<https://www.meiji.ac.jp/library/search/repository.html>

[2025 年 5 月 12 日確認]

SHIP プロジェクトにおける研究の中で、技術論としては、法情報の表現手段としての XML の応用可能性の研究が最も重要だったと認識しています。

EU における認識・理解も同じであり、EU の法情報データベースである Eur-lex においても XML が採用されました。

また、電子的な法情報データベースの構築のために EU が選択した方法論の中で最も大事な点は、(1)識別子 (identifier) の統一、(2)メタデータ (meta data) の仕様統一、そして、(3)統合的な概念辞書の構築でした。

これらの諸要素は、極めて重要です。

例えば、EU の各構成国 (Member States) がバラバラにデータベースを構築した場合、同一の法律や判例を識別するための識別子が区々になってしまうため、その読み替えのための辞書の構築と維持管理・更新が大変になってしまいます。

メタデータの仕様が統一されていない場合、データベースシステムによって検索結果が大きく異なってしまうことがあります。それでは、統一的な国際政治組織としての EU の発展を望むことなどできません。

EU の Eur-lex によるメタデータの統一のための継続的な努力は、法情報の分野においても EU が主導的な立場をとるという意志の表明であると理解することもできます。

SHIP プロジェクトは途中で終了となってしまいました。

しかし、世界各国の法情報研究者達は、法情報の分野における XML の可能性に着目し、更に研究を重ねました。

その努力は、Legal-XML という統一仕様の形成につながりました。

この Legal-XML の世界的な統一に着目し、日本国法の英語版翻訳サイトである「日本法令外国語訳データベースシステム」の構築へとつなげたのは、名古屋大学のチームの貢献によるものです。

日本法令外国語訳データベースシステム

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja>

[2025 年 5 月 12 日確認]

ただし、この「日本法令外国語訳データベースシステム」のデータベースに収録されている日本国法の英語訳には問題がないわけではありませんでした。

それらの諸点に関しては、当時、解決方法がなかったので、議論を公開のものとする事は避けることにしました。そして、誰も助力することのない膨大な作業が待っている孤独な仕事を黙々と続けることを決意しました。

その仕事とは、「EU において EU 法を表現するために用いられている法律英語は、大陸法を英語表現するためのものであり、英米法の語彙とは根本的に異なるものである」という仮説をたて、その仮説を実証するため、可能な限り広い法分野にわたる可能な限り多数の法令の日本語訳を作成し、公表するという仕事です。

それまで EU 法に属する法令の単発の翻訳物は幾つかあり、公表されていましたが、同一の研究者が EU 法の全分野にわたり破綻のない訳語（語彙）の体系を形成し、EU 法律英語の人工言語としての体系を明確化するという作業（＝EU 法律英語辞書を構築するのと同じ作業）を実施したことはありませんでした。

そのような仕事を行うためには、法学の全分野に精通していなければなりません。

私は、裁判官経験者なので、事件や専門分野を選ぶことが許されず、全ての法分野にわたって一流の専門能力を維持することが「職業上の義務」として義務づけられており、現にそのようにしてきました。簡単に言えば、どの分野のことも理解できます。

このことはどの裁判官でも同じなのですが、普通の裁判官は、「威張っている」と思われることや「自己過信である」と非難されることを避けるため、裁判官自身からはそのことを一切口にしません。

私以外に全法学分野に精通している法学研究者が誰かいないかと周囲をざっと見渡したところ、丸橋透教授（明治大学法学部教授）等のごく少数の法学研究者以外には適切な人材を見出せませんでした。

だから、基本的には私が行うべきだと判断しました。

無論、誤り多い人間のやることなので、誤解や誤訳も含まれています。可能な範囲で改訂版を作成し、誤解や誤訳を解消してきました。

それらの翻訳物の多くは、「法と情報雑誌」に収録された参考訳として、総目次や正誤表等を含め、下記の Web サイトからリンクを設置し、公開しています。

サイバー法・法情報学

<http://cyberlaw.la.coocan.jp/index2.html>

私自身は、既に満 69 歳となり、体力的にも知力的・精神的にもかなり劣化してきたので、今後、更に新たな参考訳を作成することは困難となる見込みです。

それでもなお、これまで作成した参考訳に含まれている誤解や誤訳を解消するための改訂作業は続けたいと思っています。

2025 Printed in Japan

ISSN 2432-6089

法と情報雑誌 第10巻第6号（通巻第67号）

The Law and Information Magazine vol.10 no.6 (consecutive no.67)

2025年8月13日発行

発行者 夏井高人

発行所 法と情報研究会（代表 夏井高人）

東京都千代田区神田駿河台1-1

学校法人明治大学研究棟

（非売品）